

砥 部 町 議 会
平 成 2 0 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成20年第4回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成20年12月4日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成20年12月4日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 栗林政伸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 上岡 洋一 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	副町長 教育長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 穂 佐野 弘明 丸本 正和 松下 行吉 藤田 正純 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	1 番 山口元之君 2 番 政岡洋三郎君		
傍聴者	39人		

平成20年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 認定第 1号 平成19年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第 2号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第 3号 平成19年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第 4号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成19年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 8号 平成19年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 9号 平成19年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 認定第 1 0 号 平成 1 9 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度中予広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定について

平成20年第4回砥部町議会定例会

平成20年12月4日(木)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) 現在の出席議員は18名です。定足数に達していますので、平成20年第4回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。本日は傍聴者より写真等の撮影及び録音等の申し出があり議会傍聴規則第9条の規定に基づきこれを許可しております。



日程第1 行政報告

○議長(井上洋一) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 皆さん、おはようございます。任期の最後の議会になりました。この4年間のことを思いますと感無量なところがございます。議員さんと共に4年間いろんなことを相談しながらやってこれたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

12月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末何かとお忙しい中、ご出席を賜り、提案させていただきます議案をご審議いただきますことに対し、心から感謝を申し上げます。

今定例会は私にとりまして、また議員の皆様にとりましても、今任期最後の定例会となりました。顧みますと平成17年2月、新砥部町の初代町長として議員の皆様とともに町政を預かり、町民の皆様の温かいご支援と議員各位のご指導ご鞭撻をいただきながら、一生懸命その職を務めさせていただきました。以来4年足らずですが、小泉内閣、安倍内閣、福田内閣、そして現在は麻生内閣と目まぐるしい交代劇がございました。国政は依然不安定な状況が続いております。我々地方自治体も、三位一体改革の名のもと、地方分権が声高らかに唱えられましたが、現実には、「財源の伴わない地方分権」であり、厳しい財政運営を強いられてきました。

そうした中、本町においては、役場の改革、職員意識の改革、補助金の見直し、施設の管理体制の見直しなど、行財政改革に努めてきました。お陰をもちまして、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力をいただき、財政調整基金を積み増しするなど、健全財政を堅持することができております。また、長年の懸案でありました公共下水道事業にも着手することができました。現在、浄化センターの建設工事や、管渠敷設工事も順調に進んでおりますが、これからは、砥部川を昔のようにアユが帰ってくるきれいな川に復元するとともに、快適な生活環境を維持するため、区域内の全戸のご加入をお願い申し上げます。さらに、広田村と砥部町の合併を契機として、一体となった魅力ある町づくりを推進するため、「陶街道のまちづくり」を提唱させていただきました。そして、「砥部焼の里」としての魅力を高め、農産品や特産品の振興、観光客の誘致に努めております。一方、砥部中学校の改築、広田地区公民館の建設、消防署

の改築や消防防災の充実、農林業や商工業の振興、少子高齢化対策、保健医療対策など、早急に取り組まなければならない課題も山積しております。今後は、こうした課題を一つひとつ着実に解決していかねばなりません。財政面に多くを期待できない今、これからのまちづくりには「知恵と勇気」そして、「明るさと元気」が求められます。「町民の皆様一人ひとりが健康で明るく元気なまち」、「農林業・商工業の皆様が潤う、明るく元気なまち」を目指してまいります。いよいよ年が明けますと、私も、議員の皆様も共に、任期が満了します。皆様それぞれの道があると思いますが、今と同じ顔ぶれで、次期定例会を迎えることができると願っております。

さて、今回提案させていただきます議案についてですが、継続審査となっております平成19年度決算認定のほか、報告1件、条例改正などの議案4件、補正予算に関する議案4件についてご審議をお願いしております。いずれも、詳細に説明させていただきますので、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。なお、行政報告は、副町長が行いますので、よろしくお願い致します。

○議長（井上洋一） 柳田副町長。

○副町長（柳田穂） 行政報告を申し上げます。お手元の行政報告書をご覧ください。まず、総務課関係でございますが、平成20年度職員採用試験を実施いたしました。受験者数が上級事務34名、栄養士4名。採用内定人員が上級事務4名、栄養士1名でございます。次に、総津天王川の改修に伴い整備を進めておりました第13分団の消防車庫・詰所が10月31日に完成しております。事業費1,005万4千円、構造は鉄骨造2階建てで、延床面積44.73㎡でございます。次に、9月7日に東南海・南海地震を想定した総合防災訓練を、広田中学校を拠点に実施をいたしました。住民の皆様、婦人防火クラブ員、消防団員、特養ひろた職員など、総勢220人が参加し、がけ崩れ、家屋の倒壊、火災などが発生したとの想定で、通信、避難誘導、火災防御、応急手当などの訓練を行いました。

次に、監理財政課が執行しました入札についてでございますが、入札の総件数が28件でございます。設計総額2億2,962万円に対しまして、契約総額1億9,574万円で、落札率は85.2%でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。7種の入札を行なっております。続きまして、(2)の公募型指名競争入札についてでございますが、砥部放流渠圧送管敷設工事の入札を砥部町で初めての試みであります、公募型指名競争入札により執行いたしました。その結果、株式会社岸本設計工務が4,609万5,000円で落札をしております。

続きまして、下水道課ですが、砥部中央幹線管渠敷設工事の3工区と4工区につきましてはそれぞれ完成をしております。6工区につきましては11月末現在の進捗率が90%となっております。いずれも順調に進んでおります。次に、(2)の高尾田1号幹線管渠敷設工事でございますが、1工区の進捗率は85%、高尾田1号幹線敷設工事に伴う水道管敷設替え工事でございますが、9月29日に指名競争入札を行い、株式会社シオミが1,286万2,500円で落札をしております。11月末現在の進捗率は90%でございます。次のページでございますが、下水道管渠敷設工事いわゆ

る面整備でございますが、2工区であります赤坂泉周辺1.4haにつきましては、11月20日に完成をしております。3工区の麻生小学校南側の高尾田区の一部1.6haにつきましては、11月17日指名競争入札の結果、株式会社中村組が3,706万5,000円で落札をしております。次に、(4)の放流圧送管敷設工事でございますが、4工区につきましては11月末日に完成をしております。5工区の国道33号高架横断部分76mにつきましては、9月29日に公募型指名競争入札により、4,609万5,000円で株式会社岸本設計工務が落札し、推進工事に着手をしております。6工区の三島神社前付近から南へ277mでございますが、11月17日に指名競争入札を行い、株式会社洋武建設が、2,352万円で落札をしております。次に、(5)の日本下水道事業団委託をしております砥部浄化センター建設委託工事でございますが、その浄化センター土木建築工事につきましては、現在、反応タンク、最終沈殿池、ろ過消毒棟を築造中でございます。平成19年度から21年度までの全体工事に対する進捗率は47%となっております。浄化センター管理棟建設工事につきましては、日本下水道事業団四国総合事務所で9月24日に一般競争入札を執行し、結果、低入札となり保留。調査の結果、品質確保ができ施工能力があると判断されたため、11月17日に次の業者と契約をしております。契約業者は株式会社岡崎工務店。契約金額が1億2,915万円。工期は平成20年11月18日から平成22年2月26日まででございます。

次に、建設課関係でございますが、八倉地区新設道路町道浄化センター線でございますが、土地売買契約平成20年11月13日に完了をしております。次のページでございますが、町道ガロ坂加治分線測量調査設計委託業務につきましては、共立工営株式会社が。町道中組三反地線測量調査設計委託業務につきましては、株式会社松山測量設計が、それぞれ落札し12月3日に着手をしております。

次に、農林課関係でございますが、11月2日、道の駅ひろたをメイン会場に「とべ陶街道文化まつり広田ふるさとフェスタ」が行われ、農林産物の展示即売、和太鼓の演奏、獅子舞、ものまねショーなどに、約3千人の来場者で賑わいました。次に、広田自然薯生産販売組合が地域における生産活動が生涯現役を目指した高齢者の活力を高め地域活性化の力になっていることが認められ、社団法人農山漁村女性・生産活動支援協会から農山漁村いきいきシニア活動表彰奨励賞を受賞しております。次に、えひめ産業文化まつりが11月22日、23日に、愛媛県民文化会館で開催され、砥部町生活研究グループ11名が砥部町の手作り食品や工芸品を紹介するとともに県内の各グループとの交流を行いました。次に、地域農産物の病院給食への活用についてでございますが、県伊予農業指導班の仲介や支援により、満穂野菜出荷組合と砥部病院との間で病院給食用の食材を供給する旨の契約が成立いたしました。組合は、11月7日からキャベツや白菜などを週3回、1回当たり10～15kg程度を病院に供給しております。次に、有害鳥獣捕獲事業でございますが、砥部町全域でイノシシ、カラス、サルによる農作物被害があったため、猟友会の申請で9月6日から10月13日の間、銃・箱わなによる有害鳥獣捕獲を実施し、イノシシ79頭、カラス6羽を

捕獲いたしました。次に、ペレットストーブの購入ですが、愛媛県と今治松山流域森林林業活性化センターの助成により、事業費42万円でペレットストーブを1台購入し、砥部町林間休憩施設「こぶしの家」に設置をいたしました。次のページでございますが、9月29日に県単独土地改良事業の野地水路改修工事の指名競争入札を行い、株式会社中村組が248万8,500円で落札し、工事に着手をしております。

次に、企画課でございますが、砥部陶街道文化まつりにつきましては、11月1日、2日の2日間、芸術文化フェスタ、町産品フェスタ、広田ふるさとフェスタのほかに、町内全域で開催するイベントや地域の各ポイントで実施されるお休み茶屋を結び、「まつり限定陶街道スタンプラリー」を実施いたしました。次に、11月14日、15日の2日間、自然や歴史資源などを生かした地域活性化について話し合う「第26回地域づくり団体全国研修交流会愛媛大会」が南予を中心とした県内13市町、15会場で開催されました。本町においては、砥部町生活研究グループ連絡協議会が参加し、「食べて、観て、創って学ぼう、陶街道」と題し、地元食材を使った料理体験や特産品を活かした活動事例の紹介や意見交換などを行い、交流を深めました。

次に、商工観光課関係でございますが、11月1日、砥部陶街道文化祭協賛事業として砥部の俳人である土居不可止を偲び、砥部陶街道53次俳句大会を開催いたしました。89人、333句の募集句と、39人、117句の当日句の投句があり、優秀作品の表彰を行いました。次に、11月1日、2日の2日間、秋の砥部焼まつりを陶街道文化まつりと併せて開催し、45の窯元が参加し、露天方式による砥部焼の対面販売や砥部焼オークション、特産品の販売などを行い、約2万人の人で賑わいました。次のページでございますが、(3)砥部陶街道文化まつりでございますが、町産品フェスタを11月1日、2日の2日間、中央公民館の周辺で開催し、22団体が展示即売を行いました。とべ町産品愛用運動ポスター展示につきましては、とべ町産品愛用運動ポスター58作品を芸術文化フェスタ会場で展示をいたしました。次に、「砥部陶街道」標示看板の設置工事でございますが、国道379号沿いの13箇所を設置するため株式会社洋武建設と契約をし、平成21年1月30日の完成を目指して、10月22日に着工しております。

次に、生きがい推進課関係でございますが、9月11日、砥部町文化会館において第4回砥部町老人クラブ大会が開催され、金婚を迎えられた31組のご夫婦、白寿15名、米寿97名の皆様に祝状及び記念品を贈り、お祝いしました。次に、9月25日、大南町民広場において第4回砥部町老人スポーツ大会が開催され、約500名が4地区に分かれて親睦を図りました。大会の冒頭で高齢者スポーツ功労賞の表彰を行い、4名の方に功労賞をお贈りいたしました。次に、100歳のお祝いについてですが、11月1日に、拾町の松崎カナヨさんが100歳を迎えられたので、前日の10月31日に自宅を訪問し、祝状と記念品を贈り長寿を祝いました。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） これで行政報告を終わります。


~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により1番山口元之君、2番政岡洋三郎君を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、去る11月25日開催の議会運営委員会において、本日から12日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月12日までの9日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第4 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、10月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

最後に、本日までに受理しました請願・陳情は、町会議規則第90条及び第91条の規定により、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第5 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第5 一般質問を行います。

質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。

それでは、質問を許します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 皆さん、おはようございます。4番土居美智子でございます。

町長さんにおかれましては、先ほどのようなあいさつの中にもありましたように、今期の最後の議会となられますが、砥部町民のためにアイデアと執行権をふるに行使されました。本当にお疲れ様でございました。私との楽しい問答のやり取りも今回で最後に

なるかなと考えますと、心寂しく万感こもごも胸に迫るものがございます。

さて、質問でございますが、私のような者にもいろいろと質問、意見をくださる方々がいらっしゃいます。ありがたいことと拝聴させていただきますと同時に、自分の勉強不足を嫌というほど痛感するところがございます。そこで教えていただきたいと思っております。ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

最初に、公共下水道についてお尋ねします。11月13日付け愛媛新聞報道によりますと、次期選挙に出馬されることを表明され公共下水道工事を継続推進していくとの方針が掲載されておりました。振り返りますと下水道関係では、松前町徳丸の水利問題、浄化槽組合の職員化、町内6箇所の浄化槽の町営化と、巧みな問題解決に政治家としての手腕を見せられ、これも過去における仕事の中で会得されたものと感じております。さて、私が質問しようとする下水道問題は、イコール財政問題でもあると思っております。去る8月31日付け愛媛新聞は1面と3面の2面を費やして、大々的に下水道問題を取り上げました。非常によく取材されております。一般会計からの繰出金が福祉や教育などの他分野の予算を圧迫し、住民サービスの低下を招く原因となっているということを報じております。私も全く同じ思いでございます。また、10月21日付けでは、「補助金1億2千万円が無駄に」と題しまして、施設はできたが接続加入者がいなく、未使用のまま無駄になっていると報じていました。この問題は公共下水道ではありませんが、町が設置した浄化槽に接続工事費が自己負担のため接続工事がなされないのです。砥部町はこの「接続」という難問をどうぐり抜けることができるのでしょうか。加入接続率はこれからの下水道経営の持続のみならず、町財政全体に影響を及ぼします。住民の皆様もこのところを大変心配なされております。家計で言えば住宅ローンを借りた後での財政状況は最初にいくら借りるかというローンの当初の残高と、その後どれだけ収入があるか、借金返済にどれだけお金をまわすか、また、生活費にどれだけ支出するかと置き換えることができるかと思っております。重要なのは、その後どれだけ収入があるか、下水道で言えば、受益者負担と使用料の設定です。

使用料からお尋ねしたいと思っております。1つ目は、汚水処理原価の算出表の「A有収水量」これは収入になる水の量なんですが、平成23年度から同27年度までは約10万 m^3 、平成28年度から同32年度までは約12万 m^3 と、見事な等間隔で増加しています。非現実的ではないでしょうか。処理区域面積、処理人口、使用水量、計画日平均汚水量はいくらかお尋ねしたいと思っております。2つ目、平成23年度から同32年度までの使用料対象経費の表から計算しますと、使用料の対象とならない資本費は10年間で約6億5千万円になるかと思っております。これは地方交付税の基準財政需要額算定の対象分を除いて町財政が負担する必要な部分があるのではないのでしょうか。3つ目としまして、処理原価より使用料を安くすると、その差額を町財政で負担することになります。試算されている使用料で進めたとして、原価回収率はいくらになりますかお尋ねします。

次に、受益者負担についてお尋ねしたいと思っております。公共下水道の受益者負担は1

8万円と提案されています。ただし、早期設置割引、早期接続割引、一括納付割引などがあり、すべてをクリアすれば合計5万8千円の割引ができます。広田地域に設置されました農業集落排水では、条例で加入金が15万円と設定されています。これらの整合性をどう求められるのかお尋ねしたいと思います。以上でございますがよろしくをお願いします。

2つ目に入りたいと思います。観光客誘致についてでございます。「陶街道」にも随分と力を入れられ、小学校の遠足はもちろんのこと、シルバーの行事にも巧に取り入れられております。目玉の砥部焼もロンドンへ出展の構想もあるようで、「砥部」の名前も一段と有名になることでしょう。砥部町への観光も、「とべ動物園」「こどもの城」など随分と頑張られ、動物園では可愛い赤ちゃん誕生や、園内もいろいろな工夫を凝らし動物の自然な姿を見ることができることなどから、観光客数は大変増加しているようです。先日、私も出かけてみましたが、子供の数よりもはるかに大人の方が多かったような感じがしました。そこでお尋ねしたいと思います。この多くの訪問客が砥部町内への観光、買物に流れてくる数は何人位と考えておられますか。また、どのような策をもってこのお客様たちを町内に呼び込もうと考えていらっしゃいますか。この2点について町長にお尋ねしたいと思います。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。当初早速にお褒めの言葉かどうか分かりませんが、私もいただきましてありがとうございました。土居議員さんとは、本当最初から言いますと旧の砥部町時代から6年間ご一緒させていただきました。本当に、一番出発点は1つの所から、土居議員さんは随分成長されましたけれども、私はそのまんまでございます。そういうことで、意見の違いも当然ありました。しかし、いろいろなお話しをさせていただいて、私は有意義であったというふうに思っております。

それでは質問にお答えをさせていただきます。始めに、公共下水道についてのご質問でございます。汚水処理原価の算出表の有収水量の算出根拠についてでございますが、これは整備面積、処理区域内人口、汚水量原単位は認可図書の数値を用いて推計をしております。本町の場合、管渠工事費を年間4億円以内としており、これに基づいて整備面積は平成23年度までが7ha、平成24年度以降が16haとしております。処理区域内人口はその整備面積を人口密度から求めており、平成23年度の供用開始年度で2,030人。24年度以降、毎年平均で830人の増になると見込んでおります。汚水量原単位は、1人1日当たり平均283リットルとしております。続きまして、2点目の使用料対象経費の中の使用料の対象とならない資本費についてですが、分流式の場合は一般会計からの基準内繰入として公費負担することが認められております。町が負担することになるわけでございます。ただし、適正な下水道使用料を徴収しないで安易に繰入することは厳に慎まなければならないと思っております。続きまして、3点目の原価回収率についてですが、平均使用料単価が264円の

場合は100%、206円の場合は78%、149円の場合で56%となります。これについては、資料を前もって配布させていただいておるとお思います。続きまして、4点目の公共下水道の受益者負担金と農業集落排水の加入金の整合性についてでございますが、農業集落排水事業は旧広田村の事業を合併時に新町が引き継いだもので、受益者負担金及び加入金は合併時に確定していたものでございます。農林水産省の資源循環統合補助事業実施要綱で規定されています公共下水道は、先ほどの分の農業集落排水は、農林水産省の管轄とということです。そして、また、公共下水道事業は、都市計画法及び下水道法を根拠として事業実施しております。従いまして、公共下水道と農業集落排水では制度的に違いがあり、これを整合する必要はないのではないかと考えております。それと、先ほども土居議員さんが言われましたように、財政が一番この中で、気になる場所であり、どうするかというのが大切だと思います。私がいつも申し上げておりますように、少ない費用でできるだけ効果的なものを造っていく。そして時代に合ったものを造っていく。これをいつも考えながら、財政中心に私は運営をしていきたいというふうに思っております。どうしても必要なものですので、多少の痛みは皆さんに負担をしていただかなければならないというふうに考えております。

続きまして、観光客誘致でございます。随分と陶街道のまちづくりに力を入れているということで、これもお褒めの言葉と申して答弁をさせていただきます。おかげさまで、陶街道のまちづくりも順調に進んでおりまして、スタンプラリー等の当初にスタートしたのも、昨日で2千名を超えました。そういうことで、これからも陶街道というのを砥部のひとつのシンボルとして私は頑張っていきたいというふうに思います。砥部町の観光客数は、平成16年は137万人、平成19年は179万人と上昇の傾向にあります。その中で、やはり大きいのは、とべ動物園の入園者が増えたということだというふうに思っております。とべ動物園、そしてこどもの城、これが本町の観光行政に与える影響は非常に大きなものがあるというふうに思っております。平成19年の砥部焼販売店、そしてこの入客者、入り込み客が増えているというのも、このあたりにもあるのではないかと申して思っております。しかし、入園者の内の何名の方が砥部へ来られたという調査はまだできておりません。そのへんもまた今後、どのようにしてその数を把握するか考えてみたいと思います。しかし、それより前に、土居議員さんが言われたように、いかに動物園に来られたお客様、こどもの城に来られたお客様を砥部へ誘客するかということが、私は大事だと思います。そういうことで、今後はとべ動物園、こどもの城の改札口と言いますか、入場口に砥部町のパンフレットを置かしていただくとか、また魅力的な一部のスタンプラリーのようなものを考えさせていただくとか、そういうような方向で知恵を絞って誘客に努めていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの動物園にきていただくお客さんというのは、本当に砥部にとって大事な資源だというふうに思っております。これからも皆さんの知恵を借りて、誘客に頑張りますのでどうぞよろしくお願い致します。

以上で、土居議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 昨年の6月に地方自治体財政健全化法というものが成立しました。砥部町においても財政健全化計画を早速作成され、健全化に取り組み始めてまいりました。素早い取り組みだったと拍手を送りたいと思います。19年度決算からの毎年4つの財政指標の算出、公表が義務付けられ、健全化度をチェックする指標、いわゆる財政悪化度を判断する数値と言えいいのでしょうか、が発表され指標に基づいて財政悪化度が診断されてきました。新聞報道によりますと、40の市町村が黄色信号にあたる財政健全化団体と診断されました。幸い砥部町はこの中には入っておりません。これらの多くの自治体は、国に要請され、あるいは国の政策にのり公共事業を拡大したことが大きな原因だと分析しております。もちろんその中に下水道工事が上位に入っております。質問しました交付税措置の考え方に誤りがあるのではないかと私は疑問を持ちましたので質問させていただきました。交付税措置とは、基準財政需要額、いわゆる砥部町の標準的な行政を運営していくために必要な金額と言えいいのでしょうか、この経費を計算する中に加えますよということであり、全額をいただくという問題ではありません。交付税として国からいただく金額は、その需要額から基準財政収入額、いわゆるこれは町民税や固定資産税にあたると思います。この収入額を引いた差額です。需要額が砥部町の場合約38億円、収入額が約19億円ですから、砥部町の不足分は率で言えば約半分、50%です。実際に交付される額は、6億5千万円の半分、3億2,500万円であり、残りの3億2,500万円は使用料の対象となる資本費として処理原価計算の中に算入すべきものではないかと考えます。そしてもうひとつ、原価対象範囲に高資本費対策経費、もちろん国はこれを重点的に阻止せよというふうな命令が出てるんじゃないかなと思いますけれども、これを含むべきではないかと考えます。なぜなら汚水私費、いわゆる汚水はその汚した人が支払うという、私の費です。これが原則であるからです。処理原価の値が変われば当然使用料も変わるはずで、処理原価より安く設定をしますと収入不足を招き、一般会計から補てんせざるを得ません。このことが、その他の行政サービスの低下を招くと同時に、下水道の恩恵を受けない人の税金までも使ってしまうという不公平が生じるわけです。税を徴収する時は公平を謳い、使用する時は不公平でいいのかということです。注意すべきことは、交付税されるのは一般会計に交付税されるのであって、一般会計からの繰出基準では、一般的な水処理、汚水処理経費への繰出は認められていないと、こういうことをやはり頭に置いておく必要があるのではないかと思います。この質問は、私は担当課長の東岡課長にしたいと思います。

税を支払う者にとりましてですね、下水道というものはですね、供用開始が始まりますとこれはエンドレスに永遠と続いていくものですね。本当にこの恩恵に当たらない人は、永遠と恩恵に当たらないということなんです。私は、やはりこの砥部町を良くしようと思えば、子供たちにこの負の財産なる借金を残さない、これが一番ではないかと考えております。一度この時点で立ち止まって、もう一度住民の皆さんを交えてよくよく話し合う、その結果もし皆さんが負担してもいいよということであれば、

このまま継続することも必要かと思いますが、やはり立ち止まるということも、先ほど町長さんが言われましたように、勇気というものかと思いますが、ある話し合いの中で得ましたことは、やはり気が付いた時に止める、この勇気が一番大切ですよというお話を聞きました。まさしくその通りではないかと思いますが。

続いて、観光の問題ですけれども、私もいろいろ何か策があるのかなと考えますが、大人を対象にした観光誘致なのか、あるいは子供たちを対象にした観光誘致のかなど考えてみますけれども、やはり落ち着くところは砥部焼があるというところがございます。しかし、砥部焼だけでは面白くないかもしれません。観光と農業を合わせて考えてみる、そこへ砥部焼を加えて観光客が歩くと面白いということを知ってもらうことが大切かと思いますが。そして疲れたら気楽に休める場所がある、あるいは子供たちが遊べる場所がある。松山からもそう遠くはありませんので癒し系の田舎を体験出来る、このような場所があれば本当にもう少し皆様が気楽に遊びに寄って来られるまちになるのではないかなどこのように考えております。本当に、子供々した考え方しか浮かばないんですけど砥部町というところは非常に産業系では松前町に負けておりますけど、文化系では遥かに砥部町の評価は上位にあるわけです。そういうあたりを十分に考えられますと、もっともっとお客さん呼び込むことが出来るのではないかと考えております。これは答弁は要りませんが、商工会、観光協会、陶芸家たちの皆さんが一体ですね、このまちの発展のためにいろいろな研究をしていただきたいなとこのように思っております。お願いします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 担当の課長からと言うのに、私がしゃしゃり出まして申し訳ございません。やはり私は、下水道受益者負担というのは基本的な考えだというふうに思っております。土居議員さんが言われた通りだと思っております。しかし、いろんな行政の中で考えてみますとそれだけで割り切れないものがあるのではないかと思います。当然、下水道ができることによって川もきれいになる。これもやはり町民の皆さんに対するサービスだというふうに考えております。そういうことを考えますと、何もそれぞれ税も同じで上げてきてもらって、そして同じように住民サービスをする、これだけでは私はいけないと。やはり整備的な配慮も含めてこれからの行政はやっていかなければならないというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。それとやはり気が付いた時に立ち止まる。これも大変なことでありますし、やり抜かねばならないこともあるということでもあります。そういうことで、私は今、下水道は多くの皆さんの指示を得てやっているというふうに思っております。これからも下水道の推進については皆さんの意見を聞きながらやっていきたい、そして進めていきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、答弁は要らないと言ったのに、私が申し上げるのはあれなんですけれども、砥部にとべ動物園、それとこどもの城というこの2つの施設があるのは本当に大変な財産でございます。田舎をまたこれを売りに出して、もっともっと砥部を売っていか

なければならぬと思いますし、もう一つ私も町内で話をしておりますのが、子育てに砥部は最適の地ではないかと。動物園がありこどもの城もある。そして緑の豊かな自然もある。そういうことで、これから砥部の町は子育てのまちとしてまたPRしていかなければならないというふうに思っております。観光客の誘致と共に、この動物園、そしてこどもの城、これを活用したような政策を今後は考えていきたいと思っております。後は担当の課長より答弁させます。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、順番は不同するわけですが、一般会計からの繰出の関係でございますが、下水道の使用料対象経費の中には公費負担することが総務省の国の方から認められております。それはどういうものかと言いますと、まず、雨水処理に要する経費、それと分流式下水道に要する経費ということで、これはその経営に伴う収入に充てることはできないと認めるものについて、相当する額というふうな規定がございます。従いまして、これは分流式下水道の費用に要する資本費というふうにご理解いただきたらと思います。それと、それ以外には、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、高度処理に要する経費等が含まれております。そういった中で、これらにつきましては、繰出が国の方から認められているというものでございます。それと、高資本費対策の交付税のお話しがございましたが、これにつきましても国の方から指示がございます。これは供用開始30年未満の下水道事業で前々年度、2年前における当該事業の使用料及び使用料が、国が示す要件を満たすもので、健全経営のために十分な努力をしている場合に別途交付税措置が認められているというところでございます。その要件と言いますのは、資本費の有収水量1t当たりの使用料対象資本費が45円以上。それと、使用料が有収水量1t当たり150円以上というふうなことで、225円使用料が2年前の使用料が1t当たり225円に満たない場合には若干の調整を加えられるというところでございます。

それと使用料対象経費の算入の件でございますが、議員さんも言われましたように下水道使用料の使用料対象経費といたしましては平成23年度から32年度の10年間で一応資本費が約12億9,700万円を見込んでおりまして、今回その使用料対象資本費といたしましては、資本費の50%といたしております。これは使用料対象資本費につきましては資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道に要する資本費に処理区域内人口密度の段階に定める一定の乗率を得て、得られた額を控除した額というふうなことがございまして、本町の場合人口密度が25人以上50人未満でございますので、50%という規定でございます。それで今回使用料対比を資本費の半額とさせてもらったものでございます。以上で土居美智子議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今、担当課長の方からご答弁いただきました中で、水洗トイレ

レに改築する場合の費用というのは公費でみると、これは分かります。この内容なんですけれども、これは私が調べましたところは、パンフレット類あるいはその皆さんに周知するための費用、そういうふうな費用であって、必ずしも改善に要する費用ではないとこのように私は認知しておるんですが、そこのところももう一度ご答弁いただきたいと思います。

それから、受益者負担の件なんです、割引制度が5万8千円ですか、できるということなんです、これの使い道というのは、私は、もしかしたら元利償還金の中に充てられるのではないかなどこのように思っておりましたけれども、随分の割引によって、もちろんこれによって接続するお客さんを勧誘しようという考えだろうと思っておりますけれども、負担金の総額をいくらと見込んでいらっしゃるのかこれもお尋ねしたいと思います。私は、もし割引してもよろしいのであればですね、恒常的に低い値段にしていつでも家庭の事情が許されたらですね、接続が出来る、こういう状態においておく方がいいのではないかな、これは一つの案ですけれども、このようにも考えております。そしてもうひとつ危険なのはやはり接続率を100%見込んで、この財政計画はなされているということです。愛媛県においても70%、これを見込んでおるようですけれども、砥部町の場合は100%です。砥部町に神風が吹くのかなど皆さんが非常に心配なさっているのはこの点です。私はおそらくこの100%の計画で戦々恐々とした思いをされているのは担当の課長とその職員の皆さんではないかなと推し量っております。使用料の問題こそ、本当に生活に密着するものです。住民への十分な説明と理解、それをもらうことが必要かと思っております。議会を通す前に住民の皆さんと膝を交えた懇談会をなさって説明会をなさって、その内容を理解してもらうことこそ、本当の役場の行政のあり方ではないかなどこのように思っております。総事業費237億円、30年の工事期間、60年間の返済、次世代へ先送りする起債残高の処理は本当に大きな負担になるであろうと思っております。使用料金の設定は十分な説明と検討が必要です。決して次世代へ送ることが、次世代との公平な税の負担になるということではありません。必ず負担増になるはずですよ。

私は、ニュースを夜遅く、正式な名前は忘れちゃったけれども、「NEWS ZERO」ていうのが11時頃からあろうかと思うんですけども、昨日もそれを見ていたら、やはり今からする借金は、次世代への将来の子供たちへの税金になるという説明をしておりました。まさしくその通りです。いわゆる総人口数は減っていくのに、税金ばかりが残ってしまうと。私たちはこういうことを十分に考えながら物事を判断していかなければならないんじゃないかなと思います。

砥部町は18年度の会計に対するコメントとして、美化センターや文化会館の建設に借金がピークとなっていると。今後は計画的な起債、いわゆる借金の発行を行い、28年度までに30億円以上削減することを予定としておりますとコメントされております。1年間に3億円ずつの借金返済に充てようというお話だと思います。職員の皆さんの努力と住民の皆さんへの理解、協力をお願いすることが必要かなと思っております。

なお、2期工事についてでございますけれども、早々と、担当課の方から説明があったように聞いております。着手26年から27年。完成は着手から7年から8年後になりますというふうな説明であったというふうに聞いておりますが、間違いはございませんでしょうか。これらの答弁をお願いしたいと思います。答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） まず、加入の問題ですよね。これを100%という問題は非常に大きな問題だと思うんですよね。土居議員さんが言われましたように、いつでも加入できるような状態にしておるといのは、これ大事なことですけれども、それよりも、加入の促進を図るといのが一つの大きな100%に近づく方法だと思うんですよ。そういうことで、私ももちろん先頭に立って、営業活動もして皆さん方にご加入いただくように努力をしたいと思います。また、議員の皆様にもご無理をお願いすると思いますが、できるだけ早く稼働率を上げる、これがやはり皆さんに最終的に負担を掛けない方法だというふうに思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

それと、今の投資というのは確かにこれから次世代の人の負担になるのは間違いありません。しかし、この反面、もうひとつ考えてみれば、次世代への投資ということもあるわけなんですよね。これは今の人だけが、例えば下水道でも今の人だけが恩恵を受けるわけではなくて、10年先、20年先、その先の人でもやはり恩恵を受けるということ。これはやはり、片一方だけ良いとこだけ捉えるんでなくて、裏も必ずあるということですね、やっぱり物事というのは私は考え方、両面から検討してそして今、何をやるべきかというのを考えていかなければならないと思います。皆さんがやっぱり心配されているということは、もちろん私も十分理解しておりますけれども、やはりこの下水道というのはきちっとやって、そしてまた次世代に送っていかねばならないというふうに思っておりますので、ぜひその点を理解いただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。まず受益者負担金の負担金総額でございますが、これにつきましては下水道整備特別委員会でご説明をさせていただいておりますように、全体事業費の5%ということで、これは国の方が総事業費の5%というふうな指導がございますので、それを基準といたしております。従いまして、一部、構造的な変更がございまして236億円でございましたが、7億5千万減額になりましたので、228億5千万円、これの5%、11億5千万円を負担金総額として想定いたしております。それを現在砥部町の住宅、いわゆる住んでおるところの総数でとしたものが現在の負担金の1戸当たりの負担金をお願いしたいというものでございます。それともう1点、2期工事の関係でございますが、これも特別委員会でご説明をさせていただいておりますように、当初認可と言いますのは平成17年から23年度をいただいております。これ

は7年間でございますが、一応工事の関係が管渠工事が年4億円ということで、この7年を10年で既にご説明をさせていただいております。平成26年まで一応これはかかる予定でございます。従いまして、2期工事はそれ以降で変更認可をまた7年間の分の期間をいただくというものになるものでございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 土居美智子君の質問を終わります。15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 15番、平岡文男でございます。私は砥部中学校改築について、中村町長の出馬についてお伺いをいたします。

まず、砥部中学校改築についてでございますが、全国で高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等の耐震強度が調査されました。その内の50%近くが震度7クラスの地震に耐えられないとの結果が出ました。砥部中学校は新築から44年が過ぎ、広田中学校も40年以上過ぎております。今年、中学校の統合が合意されました。近く、南海地震がいつ来るか分からないとのことでございますが、もし来れば耐えられないとの結果がでました。そこで今後の基本計画について4点をお伺いします。1つ目が、改築年度と建築工事及び完成年度をお聞かせ願いたい。2つ目は、改築の予定金額は。設計費、校舎撤去費、建築費の合計はいくらになるのか。3つ目は、平成元年は、生徒数が1,100人の県下1のマンモス校でございました。ところが、平成20年度は584人で約半数になっております。そこで校舎の規模及び構造は今の校舎と比べて変わらないのかをお聞きしたいと思っております。4番目は、財源についてでございます。補助金はいくらあるのか。一般財源からの持ち出しはいくらなのか。また、起債はいくら予定しているのか。それと、償還期間の年数と利息はどの程度を予定しておるのか、以上4点について教育長及び町長のご所見をお伺いいたします。

2番目でございますが、中村町長の出馬についてお伺いをいたします。11月13日の愛媛新聞では町長選出馬に前向きとの報道がありました。中村町政も2期6年、旧砥部町長を2年、新砥部町長を4年経過いたしました。その間、下水道事業、市町村合併、健全財政、入札制度等これらにおいて、誠心誠意取り組まれ、大きな成果を上げられてこられたと思っております。下水道問題では10年以上に渡って難航しておりました用地問題を解決いたしました。厳しい財政事情の中、超長期的な財政計画をもって着手を決断し、現在22年度末の供用開始に向けて順調に工事が進んでおります。また、合併問題におきましてはリコールまで発展しましたが、混乱した旧砥部町をまとめあげました。ちょうど、町長初当選と同時に私も時の議長を仰せつかりました。そこで、住民による合併先を投票で決めていただきました。50%を超えなければ1位、2位で決戦投票で決めますという約束の下、2度の住民投票で広田村と合併ができました。ちょうど1年間、町長と一生懸命合併にも取り組みましたけれども、中村町長のいつも言うことが、「大きなまちが小さなまちをいじめたらいかんで、議長。」何回も聞かされました。合併当初は三位一体改革で国からの町への交付金が大幅にカットをされました。ちなみに13年度の交付税は、旧砥部町が20億円ございました。旧広田村が9億円。29億円の地方交付税がございましたが、合併した17年度の新砥部町では23億に減らされました。6億円の減額です。こんな厳しい中、行

財政改革を断行し、財政基盤を固めて参りました。その結果を申し上げますと、砥部町と広田を合わせた借金の額でございますが、これは一般会計、土地、農業集落排水、下水水道事業すべてを含みますが、16年度の借金は110億6千万円ございました。それから4年、砥部町長が改革に取り組みまして、20年度の借金は108億円でございます。4年間で11億5千万円の借金を消してまいりました。また、基金でございますが、自由に使えるお金のことでございますが、16年度末では財政調整基金でございますが、2億700万円。今年度末の見込みは12億6千万円でございます。これも4年間で10億円の増加をみております。借金と積立てトータルで22億円の健全財政にしてまいっております。これは4年間でございます。また、入札制度におきましては、改革いたしました。県下の他町村に比べまして、一般競争入札、公募型指名競争入札、これは伊予市、東温市、松前、久万高原町と比べても、先に行なっております。入札結果を全面公表し、入札の透明性を高め、19年度の入札の効果は、落札率が70.9%です。1年間で、2億9千万円も安くあがっております。将来を見据えた町政運営の結果、19年度決算に基づく財政健全化指標は県下でも最上位になっております。ちなみに実質公債費比率は13.3%で、県下で3位でございます。また、将来負担比率は32.6%でこれは県下で2位になっております。これからの砥部町の舵取りも期待されておりますが、11月3日の新聞では12月議会ではっきりしたいと言っております。今日はその12月議会でございます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 砥部中学校の改築について、平岡議員さんのご質問にお答えをいたします。ご承知のように、砥部中学校につきましては、ご質問にもございましたように、建築後44年を経過してございまして、躯体が明らかに老朽化しているということが予想されますことから、ちょうど昨年19年度に、既存建物の老朽状況を総合的に調査をする耐力度調査を実施させていただきました。以前、報告もさせていただきましたですけれども、その結果、ごく一部を除いて危険建物に該当するという調査結果が出ております。このことから、耐震補強工事や、あるいは大規模改修工事では、建物全体の強度が保たれず、生徒の安全が確保できないということを判断いたしまして、改築を進めるということとなったものでございます。

改築につきましてのご質問の1点目の、改築スケジュールにつきましては21年度に基本計画及び基本設計を行ないまして、22年度に実施設計に入りたいと思っております。それを受けまして、23、24年度の2カ年で、校舎及び体育館の建築工事を実施したいというふうに予定をいたしております。なお、2カ年の工事を予定しておりますので、部分的な完成がでてこようかと思っております。それにつきましてはその都度、出来るだけ供用をしまいたい、そして全体の完成が24年度末ということで、すべて新しい状態となって、使用いたしますのは25年度の新年度からという考え方でございまして、なお、改築の場所につきましては現在の砥部中学校の敷地の中での改築を予定しておるところでございます。

次に2点目の建築費、設計費、校舎撤去費こういった経費の総事業費でございますけれども、近年建築されました県内及び近隣県の学校を参考にいたしまして、約23億3千万円、この金額を見込んでおるところでございますけれども、今後の基本設計あるいは実施設計に伴います必要面積あるいは今後の物価変動、こういったことなどで、流動的な部分がでてくるかも分からないというところでございます。

続きまして、3点目の学校規模につきましてでございますが、ご承知のとおり以前生徒が増加しておりました時期には、校舎の増築そしてプレハブ校舎の設置で対応してまいりました。現在、当時と比べまして生徒数は大きく減少しておるわけでございますけれども、近年、教育充実のためパソコン教室でありますとか少人数の指導教室、特別支援教室、教育相談室こういったものが必要になってきておまして、教育環境の変化に伴って、現在はすべての教室が使用されている状況でございます。また、最近の傾向といたしまして、机や椅子これも基準が大きくなっております。その他に多目的スペース、こういった教育環境を向上させるための面積も必要になってきておりますので、施設規模につきましては現在よりいくらか大きくなるものではなかろうかというふうなことも想定をいたしております。建物構造につきましては、鉄筋コンクリート造りを予定しておりますが、内部につきましては出来るだけ木質化を計りまして環境を整えてまいりたいというふうに考えております。なお、今後、議員の皆様や関係者と十分協議をさせていただきまして、生徒にとって安全で快適な教育環境が整備されるよう改築を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後のご指導とご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。なお、財源関係のご質問に対しましては、担当課長の方から答弁をさせていただきます。以上で、平岡議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 事業の財源ということで、私の方から説明させていただきます。先ほど申しました、23億3千万円と想定した事業費の財源の内訳でございますが、補助金を3億8千万円程度、町債を16億5千万円程度、一般財源を3億円程度と考えております。町債の償還期間と利息については私どもの財政計画では償還期間を25年、年利息1.5%で見込んでおります。また、この町債につきましては学校教育施設等整備事業債を使うか、合併特例債を使うか検討しておるところでございます。使う起債の種類によりまして、交付税の措置でございますとか、償還期間が変わる場合がございますのでその点はご了承しておいていただけたらと思います。以上で私の方からの説明とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今、平岡議員さんから本当に過分なお言葉をいただきました。私も今座っております、本当にそんなことが自分で出来たかなというふうに思っております。それこそ私、よく言うんですけれども、褒められたことはほとんどありません。思い出しますと、高校2年生の時に教室掃除の時に電気機器の裏まで拭いて、先生から「中村はよう掃除をする。」ということで褒められたことがあります。

本当に今日は、過大な言葉をいただいて感激をしておりますし、また皆さん方の温かいご指導でここまでなんとかやってこられたなというふうに思っております。これは本当、町民の皆様にもお礼を申し上げたいし、議員の皆様にも心からお礼を申し上げたいというふうに思います。私はもう行政の経験は全然ございませんでしたし、そしてまた会社の経営をやっていたというだけで、本当に何も分からない人間でございました。しかし、議員の皆様とご相談しながら町政を進めてこさせていただきました。その結果、何とか重責を果たせたのではないかとこのように思います。そういうわけでございますので、私は当たり前前を当たり前前にやる、そしてまたそれを必ず実践するというのが私の考え方でございます。役場の職員にもよく言いますが、まずお辞儀とあいさつが出来る職員であれということをお願い申し上げます。やはり人間としてそういうことが出来なければ、他のことをなんぼやれといっても立派ではありませんし、また出来ないというふうに思っております。それと、もうひとつ大事なところは町民主役のまちでなければならぬというふうなことで、私は町民の皆様はお客様であり株主であるという気持ちで6年間を過ごさせていただきました。また、公正、公平、平等これも当たり前前のことです。しかし、これが欠けていた部分もあるのではないかとこのように、この点に気を配らせてきました。そして健全財政のまち、私も小さい会社ではありますが、経営者としてまちへ臨みましたので、まちも経営という観点を持って仕事に取り組んでまいりました。そしてやはりもうひとつは、まちが明るく、そして元気で、そして活気あるまち。このことがなければならぬということで、地域の活性化事業、陶街道のまちづくりもその一環でございますが、とにかくまちがいろんなイベントがあったり、そしてみんなが楽しめるまちでなければならぬというふうなことを進めてこさせていただきました。それと、先ほどの健全財政の問題でございますが、やはり長期展望に立った整備事業については財政面の裏付けと有利な資金活用、そして計画が大切であるというふうに思っております。公共下水道にいたしましてもいろいろ議論をいただいておりますが、その点を十分に考慮して私はやってこさせていただきました。砥部中学校の統合改築も先ほど教育長の答弁にありましたように、21年度から始まるわけでございます。また、広田地区公民館の建設が22年度、そしてまた万年トンネルと銚子の高架橋これも県に働きかけて、1日も早くやらしてもらわなければならない事業でございます。また、来年の1月1日から役場の大規模な機構改革を実施させていただきます。今まで24名の課長さんがいましたが、10名の課長さんにさせていただきます。そして課長さんの権限を大幅に増強しまして、課長さんがある程度職員を動かせる、こういうような役場にしたいと思っております。と申しますのも、やはり10年間で40名の人員削減をしなければなりません。その中で考えますと、やはり課長が忙しい時には係を他の仕事もやらしてもらおうという、そういうことをやっていかなければなりません。そういうことで、来年の1月1日からは大幅な改革をさせていただきます。また、皆さん方には12月の町報でもご案内いたしました。また役場の玄関口にもきちっと掲示をして分かりやすく進めていきたいというふうに思っております。まだまだ進めていかなければならない重要案件も

進行中でございます。私ももう今期でいいというふうに考えた時期もございました。しかし、皆さん方から本当に薦めていただいて、そしてまた町民の皆様や議員の皆さんのお許しをいただけるならば、健康には今、不安もございませんのでもう1期全力で再度挑戦にあたらせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 大体のご答弁で分かりはしたんですけれども、学校の建築に関しましては国庫補助金が3分の1、ところがよく考えたらこれ3分の1なんかとてもじゃないが無い、23億からかかりますけれども、補助金は3億8千万ですか。校舎の撤去費用なんかは出ませんよというようなことも聞きましたけれども、子供の教育の場を造るのに、道路より補助が悪いような文科省もなつとらんとと思いますが、そこでちょっと私は1つお聞きしたいのは、今、監財課長が1.5%で25年間と言われました。ざっと3億ちょっと利息が付きますかね。ということは起債が16億ですから25年間で20億ほど払わないかん。再度、ローンについてお聞きしたいんですけれども、財務省の認可で狂うことはないと思いますけれども、我々が家を建てる時にはゆとりローンとか、5年間は金利だけ、5年後からは元金も一緒ですよ、あるいは今安いから2%で10年間はいきます。10年後に利子、当時の現時点の利子でまた協議しましょうという借り方もありますけれども、これはもし国庫補助金でやった場合には1.5%が25年間固定ローンでやるのかどうかをお聞きしたい。財務省が途中で変えたりはせんと思いますが。それと課長がちらっと言っておりました合併特例債ですか、これは砥部と広田が合併して50億円近い特例債が使えるわけですが、ほとんど砥部町は使ってないと思います。これは合併の当初我々は飴玉と見ておりました。合併をしなかったら交付税をもっと切るぞと。ところが合併しても切られました。この合併特例債は我々が聞いておるところでは、10億円の建物の校舎を建てた場合には、7割を補助しましょうということで、我々砥部町が3割払ったらいい。これは誠にお得な借り方でございますけれども。これ特例債は、10年で払わないかんという規定があるんですか。それでもですね、23億の工事費が要るわけですが、10年頑張って7割の補助を貰った方が得なような気がするんです。そこらこれからの考え方だと思いますけれども、監財課長のヒントになるような答弁があったらと、もう一度お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 平岡議員さんのご質問にお答えいたします。起債の借り方というふうに理解しておりますが。まず従来の義務教育債と言われる、学校整備事業債につきましては、補助対象である9億円の内ですね、補助金を引いた3億くらいを引いた、約6億に対して充当されます。残りの分につきましても義務教育債が充当されるわけですが、これについては交付税措置が無いというふうに見込まれます。つまり10億5千万ほどの義務教育債については、交付税措置は無いということです。9億円の部分の残りの部分、若干6億につきましては70%程度の交付税措置がある

と。次に、合併特例債でございますが、合併特例債は23億3千万から3億を引いた残り分に対して95%充当できます。約19億くらいの合併特例債を使うことができます。この合併特例債には全額70%の交付税措置が付きます。ここで問題になるのが償還期間でございますが、義務教育債は一般的に25年、5年間据え置きぐらいで25年の償還になります。合併特例債は通常の平均的なものが12年で2年間据え置きますから約10年で返すということになります。ただし、合併特例債につきましても、縁故資金と申しまして、銀行さんであるとかそういう所からお借りするのが原則となります。ということで、借りる所との交渉で10年のところを15年ないし20年くらいまでは引き伸ばせる可能性があるというようなところで、両面で考えておるといところでございます。金利の問題でございますが、現在起債を借りる場合には、当面利息を10年か5年程度の固定で、あと10年後に見直すというようなことが多くございまして、計画では1.5%で計画しておりますけれども、現在の借入状況は1.2%であるとかですね、かなり低い状態にはなっております。1.5が平均くらいのところではないかと思うんですけれども。これについては例えば、25年の義務教育債の場合にでもですね、固定とはならないのではないか。何年か、10年とかで見直される可能性はでてまいります。それは借り方でございまして、固定で借りるか10年見直しで借りるかという選択肢がございまして、以上のようなところです。

○議長（井上洋一） 15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 大体分かりました。まだこれ先の話でございますけれども、ただ課長の特例債の話をお聞きしますとですね、やっぱりちょっと頑張って、合併特例債を使うのが最高の策ではないかと思っております。今後の計画を立てていく時に、また議員として再度通っておいたら一緒に考えていきたいと思っております。なお、先程の町長の再出馬について、はっきりと言ってお聞きいただきましてありがとうございます。これから忘年会と寒い日が続きますけれども、いたって健康には気を付けられ、健闘を願っております。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 以上で平岡文男君の質問を終わります。ここで暫く休憩をいたします。再開は午前11時15分の予定です。

午前11時 2分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~

○議長（井上洋一） 再開します。8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 8番、樋口泰幸でございます。下水道工事とRDFについて町長にご質問いたします。公共下水道工事については、住民の負担が増大しないように効率化を計って見直しの余地があれば考慮すべきものと考えます。そこで、第1期工事でも順調に進行しておりますけれども、今後工事が進んでいくに従いまして、一般会

計が負担すべき金額も大きくなるものと思います。今現在の公共ますの申請状況はどうか、また工事負担金、加入金は住民にどう受け止められているのかご質問をまずいたします。第2点に、浄化槽組合から引き継いだ下水処理施設について、公共下水道本管への接続や、その周辺の下水道工事等の今後の見通しはどうか。また合併浄化槽で対応すべき所もでてくるのではないかと思います。例えば、川井地区を例にとってみますと、集中的な工事ができない離れた分野がかなりあります。そういう所につきましては、やはり合併処理対策というものをし直し、見直しをしていくべきではないかと思います。ちょうど川井地区には川井団地が下水処理組合に入っておりますので、団地までの本管接続は間違いないと思いますが、それから奥の分散した所について、どういうふうな対策をこれからしていけばいいのかという問題でございます。それともうひとつ、今現在、工事費の入札率を見ていると、当初予算よりも低価格で落札をされております。約70%程度の入札率で落札可能となっております。今後どのように変わるかは分かりませんが、入札金の減少によりまして、工事を予算額の中で前倒しを行なって、工事期間が短縮されることがあるかどうかご質問をいたします。

2点目のRDFについて、ダイオキシン対策として、固形燃料RDFとしてごみ処理を現在行なっております。その中で、今現在RDFを固形燃料として町内で利用が出来ずに、町外へ送っております。運送費だけで約2千万円ほどかかっております。このRDFをなんとか町内で利用できないものかということで、他町村におきましてもひとつの例としますと、まちおこしをする場合に専従者を付けてまちおこしをした例がたくさんございます。例えば双海町の夕日のまちづくりにあたりましても専従者が3年間か6年くらいかかったと思いますけれども、専従者を付けてやっております。また大分県の1村1品運動にしましても専従者を付けて開発をしております。それで実際にこのRDFを町内で燃料として使えるような方向を、専従者を付けて考えてみればどうかと思います。このRDFというのはちょうど昨年、工場において火災が発生いたしました。ということは燃えやすい材料であるということは間違いないと思います。そして、これから町内でどういうふうな利用をして欲しいかという点につきましては今現在、砥部温泉は重油を使っております。これも大体年間700万円くらいの燃料費を使っております。またそれと同時に、砥部町におきましては産業として砥部焼がございます。しかし、熱カロリーの問題からいってダイオキシンが出ないだけの温度に上げることができるかどうかというのは今後の課題であろうと思います。それで、今考えておりますRDFにつきましては、今現在町内で廃棄処分しておりますてんぷらの廃油または燃料に使っております重油をRDFに混合することによって、高温燃焼も可能であると考えます。また、開発をする炉につきましては、業者と提携すれば可能であるのではないかとこのように考えます。確かに炉の経費はかなりかかるとは思いますけれども、今後、毎年毎年3千万弱の金を浪費するよりも、町内でこの燃料を活用するようにしていけば、将来財政的には随分助かるんじゃないかとこのように考えております。また、このRDFを燃焼した後出てきます灰につきましては、



私たちがこの下水処理をする工事にかかる前に、いろんな各地視察に行きました。その時には、汚泥でレンガを作っておりました。そしてその残灰についても再利用をするというような処理もされておりました。それで、実際にこの、もし燃焼したのを、埋立に使うというよりも、再利用ができるような方法が考えられるんじゃないかと。と言いますのは肥料化をするということ、また灰ですから加工質の面がございましてレンガにすれば十分活用できるというふうに思いますのでその廃物も利用できるというふうに思います。毎年2,700万円前後の予算が必要になってきております。これを多少でも財源的に減少することができればと思ひまして、この質問を町長に投げかけておきます。以上で質問を終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 樋口議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。まず、樋口議員さんにおかれましては、この下水道処理場の問題につきまして大変ご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。本当に大変な用地交渉でございました。と申しますのも、処理場予定地の中に、徳丸水路というのが真ん中を通っておりました。これを解決しなければ前向いては行かないと。そして交渉も大変難航いたしました。そういう中で、いろんな方面から手を尽くしていただきまして、この問題が解決できました。よってこの下水道処理場ができ、そして下水道をやることになりました。そういうことで、ここでお世話になったことをお礼を申し上げておきたいと思ひます。

まず、公共マスの申請状況と工事負担金及び加入金に対する住民の皆様の意識についてでございますが、現時点での公共マスの設置状況は、重光区の赤坂泉周辺の1.4haの区域では、汚水元がある集合住宅2軒、事業所5軒、公共施設1軒、一般住宅3軒の合計12軒、全員の方に公共マスの設置を了承していただき、既に設置済みとなっております。また、本年12月下旬から施工する高尾田区の麻生小学校南側の1.6haの区域については説明会も終了し、現在、公共マス設置申請書のとりまとめをしているところでございます。また、工事負担金及び加入金に対する住民の皆様の意識につきましては、事前説明会において受益者負担金案、排水設備工事等についても説明をいたしておりますが、現時点で、負担金が高いとか公共マスの設置に反対であるというようなご意見はいただいておりませんでした。続きまして2点目の浄化槽管理組合から引き継いだ6施設の集中浄化槽の接続等についてですが、基本的には6施設とも現有処理施設の補修を継続しながら施設の延命を図り、計画的に下水道管改築更新等を行っていき、公共下水道に順次接続させていきたいと考えております。また、6施設の隣接地域につきましては、下水道計画区域内であれば当該地域の整備計画に併せて計画的に整備をしていきたいと考えております。また、樋口議員さんご指摘の通りで、どの方法が良いか、これについては計画の時にそれぞれの面から再度検討してどういう方法をとるかを決めていきたいというふうに考えております。続きまして、3点目の入札減少金による事業の前倒しによる工期の短縮についてでございますが、ご承知のとおり幹線管渠敷設工事においては、ほとんどが低入札となりまし

た。現時点で約3億円の管渠工事の前倒しができております。これを期間に換算しますと、約1年分短縮されたこととなります。期間短縮は財政状況にもよりますので、現時点では、前倒しが出来るかどうか申し上げられませんが、今後その入札の差額が増えていくことによりまして、また前向きに考えていきたいというふうに思っております。

次に、RDFの利用についてでございますが、この問題については6月議会の時に土居美智子議員さんからもご質問をいただきました。有効利用の研究に関するプロジェクトチームを作ってはどうかというようなことでもございました。今、この利用方法についていろんな所から提案等をいただいておりますが、なかなかこれというものがございます。やはりこれは特殊な技術でございますので、プラントメーカーやボイラーメーカーなど専門的な業界の技術に頼らざるを得ないというふうに思っております。美化センターができてから、8年が経とうとしております。耐用年数は一応15年ということになっております。既に半分を過ぎたという状況でございます。しかし、15年で使えなくなるという訳ではございませんが、老朽化に伴う延命化には多大な経費を要することから、耐用年数を過ぎた後の可燃ごみの処理方法をどうするかというのをこれから検討していかなければならないというふうに思っております。現在のRDF処理を継続するか、焼却処理に戻すか、また近隣市町との広域処理を検討するか等、いろいろな方法があるというふうに思っております。

先般、このRDFが炭化できるというようなプラントの話がありました。費用はどのくらいかかるかと言いますと、1億5千万くらいということで、年に2千万の輸送費というのと大体同じくらいではないかというふうに思います。しかし、この炭化の装置につきましてもまだ検証が全部済んだ訳ではございませんし、それが有効であるかどうかこれから検討をしていきたいというふうに思います。いずれにいたしましてもRDFが町内で処理できれば一番ありがたいことですし、良いことなんですけれども、これについては非常に専門的なものが要って、現時点でこれだという解決方法はございません。そういうことで、これはやはり専門的な所にお任せをして、専従員を付けて、今すぐそれを専従員によって研究していくということは、財政的にもちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思っております。以上で樋口議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 下水道工事につきましては、今の砥部町の環境を守る上において、ぜひ必要な工事だと思っております。その中で、これから一番心配されるのは財源的に一般会計に対する負担が増えないこと。また、住民の方々にだけ工事費全額を負担するという訳にはいけませんので、どうしても一般会計の持ち出しが必要になってくると思います。そのためにはどうしても工事そのものを見直せる分野は見直して、必要に応じて、考慮して進めていただきたいと思います。

また、RDFにつきましては、実際に専門的な炉の開発というものにつきましては、専従者を付けてもそれは到底不可能でございます。ですから、町の担当、今でしたら

環境保全課ですかね、そこの担当者と業者が一体となって開発できるようなことを考えてはいかがかと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（井上洋一） 以上で、樋口泰幸君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番、宮内光久でございます。私は2点について質問をいたします。まず1点目は、定額給付金についてでございます。100年に一度と言われている世界金融危機は安全や環境問題だけでなく、すべての面においてグローバル化を感じずにはられません。国の政策には10年に一度、極端な事業が行なわれております。1989年竹下登内閣は、全国3千の自治体に一律1億円を配ったふるさと創生事業を行なっております。また、その10年後、1999年小淵恵三内閣は地域振興券を、そして今回、2009年には麻生太郎内閣による総額2兆円の定額給付金でございます。いずれも、給付前から非難が殺到し、今回は配分方法や対象があいまいなアイデア段階で方針だけが発表され、その後政府与党内の調整に手間どったことで、一段と風当たりが強まっております。来年1月、通常国会で関連法が成立すれば、3月にも支給を開始する予定であると言われております。定額給付金は9年前の地域振興券とは違って、現金がもれなく配布されると言われておりますが、様々な立場から考えますと、「後からの増税が心配。」とか、「後期高齢者医療制度・障害者自立支援法等や福祉制度改正が先。」という声も少なくありません。現在まだ決まっておりますが、2009年1月通常国会で関連法が成立すれば、砥部町はどのような方法で対処していくのか質問をいたします。まず1点目、給付対象者の確認等はどのようになされますか。2点目、住民票と現住所が違う方への給付方法はどうか。3点目、生活保護受給者へも給付されますか。4、どのくらいの事務経費がかかると思われますか。その経費は国からの補助金が受けられますか。町長のご所見をお伺いします。

2点目は、先程から出ていますが、公共下水道についてでございます。平成19年から本格的に整備が進んでいる公共下水道事業は、現在、浄化センターの建設工事に着手し、平成23年度からの供用開始を目指しているところであります。中村町長も先程平岡議員さんが一般質問に出され、力強く出馬表明をなされました。議会議員全員の賛成は得られなかったにしても、議会で決まったことですので、今後も町民の皆様のご意見をいただきながら知恵を出し、創意工夫をしながら未来に羽ばたく砥部町を目指して欲しいと思っております。そこで質問を2点ほどいたします。公共下水道事業の見通しについて町長はどのように思っているかお答えください。現在の工事の進捗率は。また、計画どおりに進んでいるのかお尋ねをいたします。

以上、2点について質問いたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 宮内議員のご質問にお答えをいたします。始めに、定額給付金についてのご質問でございます。今、本当に我々の身近な問題として、いつもいろんな所で話題に上がっております。11月28日に、総務省における都道府県向け説明会が開催されました。一昨日でございますけれども、12月2日には愛媛県による市

町説明会も開催されました。その説明会で、定額給付金事業の概要が示されただけで、今後、市町の意見を聴いた上で最終決定をするということでございます。現段階では案ということでお答えをさせていただきます。1点目の給付対象者の確認方法についてでございますが、定額給付金の申請及び給付の方法が「郵送申請方式」と「窓口申請方式」そして「窓口現金受領方式」の3つのパターンが想定されております。本人確認書類及び預金通帳等の写しを提出する方法や、公的身分証明書、免許証であるとか住民基本台帳であるとか、そういうものによって確認する方法が検討をされております。続きまして2点目の住民票と現住所が違う方への対策についてでございますが、基準日現在において、住民基本台帳に記録されている人又は外国人登録票に登録されている人のうち一定の者が給付対象者であり、原則、住民基本台帳に記録されている市町村で受け取ることになると思われませんが、検討中とのことであります。続きまして3点目の生活保護受給者の認定についてですが、生活保護の受給者資格の判定等における取扱いも、国において検討課題としておりますので、詳細については、現在のところは分かっておりません。続きまして4点目の事業費と国からの補助金についてでございますが、制度設計が決定していないので事務経費の金額の想定はできませんが、事業の実施に要する経費は全額国が負担することが示されております。いずれにいたしましても、冒頭でも申し上げましたとおり、今後、市町の意見を聴いた上で最終決定するというところでございますので、今後の政府の動向を見守りながら情報を収集し、準備を進めて参りたいと考えています。

次に、公共下水道についてのご質問でございますが、工事の進捗率について、当初認可区域である市街化区域の98.8haの基本設計の事業費ベースで比較しますと、管渠工事の進捗率は約34%、浄化センター全体の建設工事では用地を除き、約37%となっており、いずれの工事とも計画通り順調に進んでおります。続きまして2点目の今後の公共下水道事業の見通しについてでございますが、私は町長就任以来、公共下水道事業を最重要課題として一生懸命取り組んでまいりました。そして、議会の皆様といろいろ協議を重ね、国の事業認可をいただいて事業着手をしたものでございます。目下、平成23年3月の供用開始を目指し、管渠敷設工事や浄化センターの建設を進めているところであります。まず98.8haの当初認可区域を立派にやり遂げることが私の責務であると考えております。事業推進に一生懸命努めているところでございます。大変厳しい財政状況が今後も続くと思われませんが、できる限り町財政の負担にならないよう徹底した合理化とコスト縮減に務め、下水道事業の効率的かつ経済的な運営に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上で、宮内議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 私もこれ、一般質問の締め切期限が11月20日だったので、まだ新聞等では11月27、28日、町長さんが言われる通りですね、国県におきましてもまだ検討課題中だということでございますけれども、この12月にしなければ1月の議会では私は間に合わないかなと思って私はこの問題を取り上げました。

再質問の中でですね、生活保護制度というのがございますが、これは年金や手当等  
の収入は原則保護費から差し引かれると言われておりますが、これはもし、生活保護  
をいただいております家庭はこの文書から見ると、もし給付金が出た場合に、これは最初  
からもらえないと言うか差し引かれるということになるかと思っておりますが、ここのところ  
をひとつまだ、案ということですが、ひとつここをお願いをいたしたいのと、もう  
2、3聞いておきます。まだ案でございますので、まだはっきりしたことはございませ  
ん。出るか出んかも分かりませんが、もし1月に通常国会で通って給付金が  
全国民に出るとなれば、砥部町においてはどこが窓口になるか、総務課か税務課か、  
どこになるのか、そのあたりも教えていただきたい。また、砥部町は何名くらい砥部  
町に現在でよろしいのです、何名くらいおられるのか。金額にしたらどのくらいに  
なるのかお知らせください。また、ちょうど決まって期間があるかと思っておりますが、も  
しその期間中に死亡された場合、その方の給付金を払った場合に、受け取った方が返  
還をしなければならないのかも一つお答えしてください。

そして、公共下水道問題にいたしましては、あとに玉井議員さんが質問されますが、  
平岡議員さんにいたしましても公共下水道を町長の3選出馬についての質問の中で触  
れていらっしゃるということでございますので、まず第1に何が問題になっておるのか、例えば  
財政が一番の問題でないかと思っております。今後、私は先程町長が皆さんに答弁する中で、  
やはりより良い、少ない経費で大きな効果をとというのが町長の答弁の重要なことだと思  
います。私も、今後、居るか居らないか分かりませんが、公共下水道については早急に砥部川  
にホテルが、町長が挨拶の中で言われましたように、ホテルが戻る砥部川になって欲しい  
と思っておりますので、ぜひ公共下水道については今後ともやってもらいたいと思ってお  
りますので、そのところをお願いいたします。ちょっと再質問の内容が分からない点もあ  
らうかと思っておりますけれど、分かっている範囲で構いませんのでお答えをしてくだ  
さい。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） まだ、不明の部分はかなりありますので、答弁が適当であるか  
ちょっと分かりませんが、私の私的な考え方といたしましては、やはりこの給付金とい  
うのは生活保護の受給者の方にも、ぜひ、あげていただきたいなというふうに思  
います。これは、それが一番の本筋ではないかというふうに個人的な見解でござ  
いますけど思っております。また機会があれば発言もしていきたいというふうに思  
っております。それと、当町の窓口としましては企画課に、今、しておりますので、ま  
た企画課の方にもお問い合わせをいただきたいと思っております。人員、金額、死亡につ  
いては担当の方より答弁をさせていただきます。

それと、公共下水道については、本当に力強いお言葉をいただきました。また、や  
はり何と言っても財政が大事ですので、それを考えながらまた皆さんといろいろ相談  
しながら私は進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともご協力くだ  
さいますようお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） 上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。生活保護受給者の給付についてというお尋ねがございましたが、こちらの取り扱いにつきましては、現在の所明確になっておりませんので、法の審議の方を待ちたいというふうに思っております。それから砥部町の交付対象者の見込みでございますが、2万2,792人でございます。試算をいたしました給付金交付総額でございますが、3億4,597万6千円と試算をしております。受給権者が死亡された場合というふうなご質問でございますが、こちらの方の取り扱いにつきましても、まだ基準日ははっきりしておりませんし、取り扱いの内容そのものがちょっと明確でございませぬのでご了承をいただきたいと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 本当に、定額給付金についてはまだ先のことで見えないものを追いかけるようなもんですので、それは答弁にも大変苦勞すると思えます。町民の幸せのために、ぜひ、このあたりはですね、皆さん理事者側の方には骨を折ってもらいそうですね、少しでも低所得者に対して配っていただけますようお願いをいたします。

公共下水道についてはですね、またこれから玉井議員さんも質問されますので、十分と答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（井上洋一） 以上で、宮内光久君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時51分 休憩

午後 1時10分 再開

~~~~~

○議長（井上洋一） 再開をいたします。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございます。公共下水道についての質問をいたします。私、砥部町議会議員になって38年間、「重信橋に歩道橋の設置を」、「ごみ収集の無料化」等をはじめ、一般質問152回の機会があり、今回が最終の149回目の一般質問となりました。今、大きな行政の問題点は公共下水道です。この件も何回か質問してきましたが、総括質問として最終お尋ねをいたします。

平成16年6月の議事録を見ますと、平成2年ごろだったと思えますが、公共下水道に関する町民アンケート調査は、町民の大部分が汲み取り方式であったため、都会から来た人、砥部に帰った人は、10年以内の公共下水道の要望が大半であったと記憶しております。そこで、重信川流域公共下水道計画は発表になりましたが、計画倒れになり、自治体での計画に変更になったと、これも記憶しております。そこで、「合併浄化槽の建築が早くて有利であるため、国の財政制度は、1合併浄化槽設置整備事業費国庫補助金。市町村が行なった合併処理槽の補助金の3分の1を厚生労働省が補助。単独事業として行なった自治体の補助金が地方債の対象等、5項目の制度があり

ます。」との質問に、「本町が下水道事業を進める場合、まずは、都市計画区域内の市街化区域につきましては、公共下水道以外で実施することはできないことになっている。」との当時の町長答弁でした。また、同質問の中で、行政管轄で下水道と下水道以外の処理方式が取り上げられ、処理人口1人当たりの建設コストを比較していることです。下水道では1人当たりの建設コストが93万円に対し、農業集落排水事業は46万円、コミュニティプラントは18万円、個別合併処理浄化槽は15万円となっています。建設コストだけではなく、工事に必要な時間については、処理方式別で比較をしており、公共下水道は30年程度、農業排水は4、5年。コミプラで2年、個別合併浄化槽は2、3日とかなり格差があることを指摘しています。中村町長の答弁は、平成16年に愛媛県全県下水道化基本構想の見直しが行われ、国が示しております3省統一マニュアルに基づき、公共下水道と合併浄化槽の経済比較は、本町は集落の密集している地域は公共下水道で整備する方が経済的であるとの結論になっております。計画人口が2万1,100人であり、1人当たり約100万円で1世帯当たり約279万円の工事費となり、管渠整備は130億円、処理場建設費が106億円の見込みです。合併浄化槽は各家庭の生活廃水のみ処理ですが、公共下水道は各家庭の生活廃水以外に学校、スーパー、工場、事業所等の排水も処理して、耐用年数も2倍以上になります。新町建設計画の財政計画は、普通会計で作成されており、新町計画の財政計画に年間1億から1億5千万円程度が考慮されております。6月18日に砥部町民を対象に実施した公共下水道事業の都市計画決定の内容についての説明をいただきたいと考えております。また、その結果の反応を詳しくお知らせ願います。

2点目、全国では単独浄化槽は、合併浄化槽の8倍あるそうです。砥部町の合併浄化槽は50%、環境省が単独浄化槽の撤去費用の一部を補助する方針を固めています。合併浄化槽の普及に弾みをつけたい考えだそうです。合併浄化槽の補助は下水道の整備について長期間を要するということで、事業着手をしている市町村については補助の均衡を図るということで、整備の長期化に要する地域につきましては下水道に接続することを条件に、合併浄化槽の設置を助成しているところがあります。これは、松山市、重信町、川内町、松前町等がやっております。これは、下水道事業と浄化槽設置事業の調整が、国土交通省と環境省で行なわれておりまして、原則として7年以上整備が見込めない区域であって、かつ、水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活廃水重点地域につきましては、合併補助の対象になるということで、砥部町もこれに該当します。従来の合併浄化槽のいわゆる公共下水道区域は、見込めない地域でございまして、今後この制度を、補助の均衡を図るという観点から考えていかなければならないと考えております。併せて、平成17年9月議会で、「合併浄化槽の補助金については、砥部町合併浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定により、補助対象は区域内、補助金額は定められていないことになりまして、全額自己負担となっています。原則として7年以上下水道の整備が見込まれない区域について対象とすることになっています。これについては、下水道整備事業の認可後、町の補助要綱を変更することで、補助金を出すことは可能です。」との答弁を受けたものです。この補助金につ

いては、区域外に出しても区域内には出せないという問題がある。そこで、「下水道完成後にはつなぐという一筆を出して補助を出したらどうか。」と質問に対して、下水道計画は、当時の理事者は、「個別浄化槽は10年くらいしかもたないので、計画改正ごろにはつないでくれと言ってくる。」との答弁でした。浄化槽を付けて10年以上経過しているが、浄化槽の故障などの申し込みがあったかどうか、併せてお尋ねいたします。そして、以前、公共下水道の見直しをという質問で、砥部のように細長い全国の町村では、合併浄化槽に変更しています。合併浄化槽は全工事を町の財源で計画しても予算の3分の1で済みます。独立採算が基本の下水道会計ですが、全国自治体は一般会計から繰り入れています。本町も計画見直しをすべきだと考えますがいかがでしょうか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、介護保険の見直しをどう改善するのかがございます。本年6月議会の一般質問で、要介護者を介護者制度から排除し、給付費の国費を削除する試算が示され、2009年4月より介護保険の下で、介護取り上げが進み、社会的な支援をしようとしても、制度の網目からこぼれ落ちていく「介護難民」が生まれているとのことです。何より深刻な介護現場の実態をこれ以上放置できないということは、国民的な世論になりつつあります。このような中、来年4月には、介護保険は3年ごとの「見直し」を迎えます。これまでの見直しでは、制度の改悪が強行されてきましたが、今回、これまでに取り組んできた運動をさらに広げ、新しい情勢を生かして改善を勝ち取る見直しにしたいものです。この立場から介護保険の見直しの焦点となる具体的な課題についてお尋ねいたします。1、介護保険は市町村が保険者であり、事業計画は3年ごとに見直され、来年4月が第4期事業計画の期間です。各市町村には、既に基本的な考え方などが厚生労働省から示され、事業計画が始まっているのではないかと。その計画は2015年、その中間的なものではないでしょうか。事業計画は3つで特別養護老人ホーム等の調整計画を定め、どのような種類の給付をどれだけの量、介護保険で提出するか定めていること。施設の利用、施設のサービス利用者要介護2以上の認定者を37%以下に。施設利用者の重度化は、介護保険施設利用者のうち、要介護4、5が占める割合を70%以上にする。介護施設の個室化。施設等の個室ユニットケアの割合を定数の50%以上、特別養護老人ホームのユニットケアの割合70%以上にするということです。本町の計画はいかがでしょうか。

2点目、介護報酬の改定です。給付について、サービスを提供した事業者に対して介護保険からいくら支払われるのかを定めたものです。これが介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難のもとになっており、現在では介護報酬の引き上げは国民的な要求になりつつあります。国の責任で、一般会計財源で手当てするなどの財源をどのような形で国に要請されるのか。

3点目、介護保険が改定され、自治体の65歳以上の高齢者が保険料で負担する事業計画と介護保険報酬に基づいて介護保険料が決定されます。03年は13%、06年は24%です。今回もこのままでは値上げは見込まれています。なお、40歳から64歳までの介護保険料は全国の介護給付者の総額から計算され、毎年改正されてお

り、健康保険料と共に調整されております。今回は何%の値上げの予定かお尋ねをいたします。

4点目、介護報酬引き下げで、介護・福祉分野の人材問題は、今では国民的認識になっています。2000年の介護保険発足までは、介護施設などは、人件費に対する公的な補助に支えられて運営してきました。「構造改革」によって、各自治体からの補助は廃止されて、介護保険から事業者を支払われる介護報酬の見直しのたびに削減されてきました。政府の新しく成立した法律を具体化させ、今回の見直しで介護報酬を引き上げることは待ったなしの課題です。介護報酬の引き上げが保険料値上げにつながるよう対策も行なうべきです。「社会保障切り捨てがイヤなら消費税増税しかない。」の議論の戦いです。この際、介護報酬の引き上げは保険料値上げにつながらないように計画的に国庫負担の割合を引き上げることが大切ではないかと考えます。本町ではどのようなお考えでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（井上洋一） 玉井議員、残り1分を切っています。

○17番（玉井啓補） 分かりました。5点目、高齢者の生活や人権を侵害するような、また国の基準に照らして行き過ぎた介護保険の取り上げを行なう市町村が増えていきます。政府や財界は、軽度の人や家事などの生活援助を介護保険の対象にして、利用者を増やすことを狙っています。幸いなことに本町では取り上げは無いと聞き及んでおりますが、費用対効果を踏まえて見直しをすることが介護保険法に定められています。最後ですが、介護保険料が高い最大の理由は、国庫負担金が少ないことです。以前にも申し上げましたが、介護保険が始まった時、介護に占める国庫負担の割合はそれまでの50%から25%に引き下げられました。条件が合えば、市町村の一般会計からの介護保険の繰入も検討すべきです。そして減免制度の充実です。国は、保険料の全額免除はダメ、試算審査なしの一律減免ダメ、一般会計からの繰入はダメという「三原則」を守るよう厳しく自治体を指導しています。今、自治体独自の減免制度は、昨年7月1日現在で、厚生労働省調査では、保険料で33%、利用料で21%の市町村が取り組んでいます。また麻生内閣は、2兆円の定額給付金を目玉にしていますが、国民から高齢者医療保険にまわせとか、毎年2,200億円の社会保障の大幅削減をせず、そうすれば安心できる社会保障制度の確立や暮らしの応援の政治はできるものです。今回の見直しを介護保険が抱える様々な矛盾を改善し、公的な介護保険の充実を目指し、本町も減免制度に取り組むべきだと考えますがいかがでしょうか、町長のご所見をお伺いします。

○議長（井上洋一） 玉井議員、再質問から今までの超過時間を差し引きます。中村町長。

○町長（中村剛志） 答弁の前に、一言申し上げたいと思います。今日、たくさんの傍聴の方が来ておいでました。私の答弁が、少し長かったんじゃないかなと反省しております。と申しますのも、玉井先生が最後のご質問をいただくのに、本当に傍聴の方が少なくして申し訳ないという気がいたしております。玉井議員さんからもたくさんのご質問をいただきました。私も答弁書8枚書いてきました。その上に昨日、玉井

先生にお礼を申し上げんといかんということで1枚分の原稿を加えさせていただきました。そういうことで、少し時間をかけて最後の議会でございますので、ご答弁をさせていただきますと思います。

まず、玉井議員さんには長年に渡り、この議会でご活躍されましたご功績に対しまして敬意を表すると共にお礼を申し上げたいと思います。今任期でご勇退と伺っておりますが、10期38年間という長い間、砥部町の行方を指していただきました。本当にありがとうございます。先生が初当選された頃は、私は20代の後半でございました。私がある時から何が成長したかなということを考えてみますと、成長したものは何も無いんじゃないかと思えます。しかし、残念なことではあります。体重の方だけは成長を続けましてその当時から比べますと27、8kg増えたんじゃないかというふうに思っております。私はソフトボールやそれからスポーツ関係で玉井先生とはご一緒もさせていただきました。本当に憧れの人でございました。今現在、ここに町長として立たせていただいて、ご一緒に活動できるようなことは本当に夢のようなことでもあり、大変光栄なことでもあります。これからも立場は違うかもしれませんが、いろんな角度からご指導をいただきたい、そのようにお願いを申し上げたいと思います。

それでは答弁をさせていただきます。公共下水道についてご質問いただきました。公共下水道のこと、私はこの4年間一生懸命、先程も申し上げましたように公共下水道をやることに全力を投じてまいりました。それで私、今、感じることなんですけど、この4年間を振り返ってみて、この公共下水道というのは議会でご承認をいただいてみんなでやろうということで、私は始めたと思います。従って、この公共下水道を止めよとか、それとか後ろに下がるというのは、私はおかしいのではないかという気がいたします。もちろんそれをどういうふうにしてやるか、それは討論があつて当然でございますし、負担金、使用料の問題についても中身の問題でございますので、それはやっていかなければならないというふうに思っております。そして2期目の工事が始まる時点で、また皆さんにご相談して、ご承認をいただいて、工事が始まるわけでございますので、その時点で悪ければもう止めよというご判断をしていただいていいんじゃないかと思えます。そういうことで、議会で決まったことはみんなで協力して、その中で良い方法を見つけていく、これが私は進め方ではないかというふうに思っております。本当に若い者と言いますか、議会の皆さんのようなベテランでない新人がこういうことを申し上げるのはなにかと思えますが、私の考え方としてはそういうことでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、公共下水道の都市計画区域の市街化区域については公共下水道以外で実施することはできないことを以前に答弁いたしました。現在もその制度は変わっておりません。また、事業認可区域内の説明会においては、下水道整備が反対であるというご意見はございませんでした。受益者負担金、排水設備工事費、下水道使用料等に関する質問がほとんどでした。これは、私も各区をまわらせていただいて、その中で反対というご意見は無かったということでございます。このことについても過去何

度かご説明をさせていただいておりますので、このあとについてはまた担当課長の方から説明を申し上げます。

続きまして3点目の合併浄化槽の補助要綱の検討についてでございますが、従来から公共下水道の認可区域外での水質汚濁防止法に規定する生活排水重点地域については、国の浄化槽設置整備補助事業の対象となっていました。本町では事業認可を得ていない時点では、公平性や、重複投資を避ける観点から補助を行っていませんでした。しかし、本町は水質汚濁が著しい閉鎖性水域の流域、すなわち瀬戸内海環境保全特別措置法の愛媛県区域に位置しており、早急な水質改善が求められていることと併せて、公共下水道の事業認可を得たことから、し尿単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を進めていくこととして、平成19年度から、事業認可区域外については、し尿単独浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への改造についてのみ、浄化槽設置の補助を行っており、今日に至っているものであります。

続きまして4点目の下水道計画見直しについてでございますが、このことについても、何度もお答えをしておりますように、社会情勢や技術革新は刻々と変化していくものであり、本町の実情に即した効率的な計画の見直しを適宜検討していきたいと考えております。

次に、介護保険の見直しをどう改善するのかというご質問の1点目、事業計画についてですが、ご承知のとおり、今年度をもって第3期介護保険事業計画が終了いたします。平成21年度から23年度までの次期計画である第4期計画につきましても、今年度中に第3期計画を見直し検討を行い策定いたします。第3期計画では、同時に、団塊世代が高齢者となる平成27年度の高齢者介護の姿を念頭に置き、施設や介護系サービスの利用者について平成26年度までの基本指針を定めています。第4期計画の計画期間は、この中間年度に位置しております。基本指針で立てた平成26年度の目標値を変更しないで引き継ぐことになっております。現在策定中の第4期計画におきましては、平成26年度における要介護2から5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合が31.2%、施設利用者に対する要介護4から5の者の割合が70.7%となっております。また、施設のユニットケアに関しては、既に町内2カ所の特別養護老人ホームで実施していますが、個室化については、現時点では具体化していません。

続きまして2点目の一般財源で手当てすることへの国への要請でございますが、平成20年10月30日に開催された「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において、新たな生活対策がとりまとめられ、生活安心確保対策において、介護報酬改定による介護従事者の処遇改善も位置付けられ、介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス3.0%の介護報酬改定が実施され、このプラス3%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じるとされています。まず21年度に、改定による上昇分の全額を軽減し、続く22年度には、改定による上昇分の半額を軽減するもので、この軽減措置に係る財源は国費により賄われます。22年度の改定による上昇分の半額及び23年度の上昇分全額については、介護保険

法による介護保険給付費の負担割合で負担することとなります。このため、ご質問の国の責任で、一般会計財源で手当てするなどの対策についての要請は現在検討をしておりません。

続きまして3点目の介護保険料の値上げについてですが、砥部町において、1カ月当たりの第2期の基準額は3,833円で、第3期の基準額4,883円である第1号被保険者の保険料の値上げ率は、27.4%となっております。現在、本町では第4期介護保険事業計画期間中における高齢者人口、認定者数、各サービス利用の見込量及び給付額の推計並びに介護報酬の改定・介護給付費準備基金の取り崩し等を踏まえた第4期の介護保険料の算定作業を進めており、現段階においては保険料が決定していないため、値上げ率はまだ分かりません。

続きまして4点目の介護報酬の引き上げに伴う保険料への影響についてでございますが、介護保険料の設定については、高齢者人口の増加、それに伴う要介護認定者・サービス利用者の増加等により、保険料が高くなることは、やむを得ない状況であります。第4期における保険料においては、これら通常の増加に加え、介護給付費における第1号被保険者の保険料負担割合は、19%から20%へ変更されました。また、介護報酬の改定プラス3%が予定されていますが、このことによる介護保険料の引き上げは、先ほども申し上げたとおり、プラス1.5%分は国庫負担となる予定です。残り1.5%は介護給付費の一部として第1号被保険者の負担増となってきます。これら介護報酬改定に伴う保険料の引き上げについてはやむを得ないと考えますが、少しでも引き上げを抑えるために介護給付費準備金の取り崩しを行いたいと考えております。

続きまして5点目の減免制度についてですが、砥部町における保険料の減免及び利用者負担金の減額又は免除については、介護保険法の規定により対応することとしており、現在、町単独の単独減免については規定しておりません。今後、状況を見ながら検討していきたいと考えております。以上長くなりましたが、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんの公共下水道と浄化槽の経済比較についてのご質問にお答えをさせていただきます。経済比較の方法は、国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一マニュアルそれと、愛媛県全域下水道化基本構想策定要領市町村作業マニュアルに基づいて個別処理と集合処理の経済比較を行なっているものでございます。個別処理は家と家の家屋間距離にかかわらず費用は一定でございます。しかし、集合処理につきましては、家と家の家屋間距離が小さくなれば安く、家屋間距離が大きくなるほど高くなります。個別処理と集合処理の家屋間距離が交わるところが家屋限界距離となりまして、この家屋間限界距離より延長が長い家につきましては浄化槽で整備するほうが経済的であるということで、個別処理と集合処理の線が交わる点、これが個別処理と集合処理の分岐点となるものでございます。本町の場合、この家屋限界距離が約70mとなっております。この距離内の家屋のエリアを決め

るものでございます。次に各エリアごとに処理場を作って集合処理とする場合と合併浄化槽による個別処理の経済比較を行うものでございます。集合処理が有利と判断されますと、次にエリアとエリアを接続させた場合と単独エリアでの経済比較を行いまして、順次エリアの拡大をしまして、経済比較を行っておるものでございます。その結果、本町におきましては、住居の密集している地域につきましては集合処理である公共下水道で整備することといたしまして、下水道計画区域外につきましては、個別処理である浄化槽で整備することが経済的であるという結論になっているものでございます。なお、この経済比較の方法につきましては、平成16年11月30日の全員協議会及び平成17年3月4日の合併後の初めて行われました下水道整備特別委員会で資料をお示しして、具体的に説明させていただいているものでございます。

以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 先程は丁重な言葉での町長の私に対するお褒めの言葉のごあいさつ、誠にありがとうございました。議員冥利に尽きると思っております。

さて、公共下水道についての質問ですが、愛媛新聞の8月31日によれば、県内17の市町村では大きな借金を超える公共下水道事業で地方財政の悪化と連動して起債の返済や残る整備負担が自治体の重荷となっている。独立採算が基本の下水道特別会計だが、大半の自治体が料金収入だけでは賄いきれず、料金を値上げして一般会計等からの繰入金で穴埋め、2006年度以降愛媛では9市町村が下水道料金を値上げし、少なくとも7市町村が近年、年間投資額の圧迫や整備規模の縮小など整備計画見直しに踏み切っていることが分かりました。申すまでもなく、生活排水処理施設のうち、公共下水道事業は広範囲に下水道管を敷設して、終末処理場で一括して処理する手法で、多額の費用が必要であります。下水道事業は国が景気対策として地方に整備を奨励し、当時郡部だった自治体も次々と下水道整備事業を立てました。公共下水道事業は、人口密度が低い地域では投資効果が大きく低下する。しかし、過疎地域でも将来人口の増加を前提とした過大な計画が立てられています。ある市の財政担当者は、「下水道会計は多額の税金投入で、黒字にしているのが現状。受益者負担の原則に照らして、繰入金の水準が妥当なのか、住民に公表して議論する必要がある。」との実情を言われております。また国会では、28年度決算から適用される自治体財政再建計画法では病院や下水道等を含む全会計の連携赤字額が明らかになり、高コスト体質が下水道にはこれ以上に厳しい目が注がれ、各市町村は下水道への公費の支出の妥協性について、より厳しい判断が求められております。そもそも費用対効果の低い地域に公共下水道という手法が適していたのか、合併浄化槽ではだめなのか、現実性を欠く下水道計画は、基本的に見直す次期にきていると述べられております。そこで再度お尋ねいたします。町長自身も、「この公共下水道を公約でやってきましたが、これに固執するわけではございません。やはりいろいろな観点から考えてみますと、公共下水道をするのではないかと、そして、やはり第1期の工事は終わった時点ではいろいろなことを考えて、第2、第3工事と進めていくのが筋ではありませんがやはり立ち止まっ

て考えなければならない時がくるかもしれません。」との答弁でございました。そして、6月の議会報告と共に配布した町民アンケートの集計結果をお知らせいたします。「暮らしは悪くなった・やや悪くなった」合わせて92%。「良くなった」のは0%でございました。町政で最も力を入れて欲しいことは「国保税・介護保険料の引き下げ」26%、「医療・保険体制の充実」16%、「高齢者福祉の充実」15%、「子育て支援」8%、そして「公共下水道の整備について町の計画どおり整備する」は13%、「合併浄化槽を生かして公共下水道計画縮小」39%、「合併浄化槽なので公共下水道につながなくてもよい」というのが28%等、アンケートの返信が返ってきました。このアンケートを見ても、生活は苦しく、下水道に大金を入れるべきではないと思います。そして、再度くどいようですがお尋ねしますが、先程も申し上げましたように、合併浄化槽でも公共下水道につながることがあれば、資金を出して、やっぱり一札入れるということをやらなければ、これはつながん人がでてくるのではないかと思いますので、町長のご所見を再度お尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 再度のご質問をいただきました。先程、私がお答えしたのは、私の本心でございまして、その通りでございます。そしてまた、玉井議員さんが言われておられるのも、私が答弁しているのと意見的には一緒じゃないかと思えます。やはり次の工事をする時に、どの方法がいいのか、それも当然検討していかなければなりませんし、費用対効果というのは私も常に申し上げております。そういうことで、考え方としては、私は大きな違いはないなというふうに思っております。しかし、アンケートの結果というのを聞きまして、私が今までいろんな意見を聞いてきたのとは大分違うなど。どれぐらいのアンケート数があったのか、どの地域からでてきたのか、そのへんもまた一度聞かせていただいて、私も勉強させていただきたいというふうに思っています。また、今、ありましたように、合併浄化槽を、まだ公共下水道ができない所へ補助金を出すという問題がございますけど、これについてはやはりそれを進めていって、砥部川ができるだけ綺麗になるようにやっていかなければならないというふうに思っております。また、公共下水道がいった時にはつないでいただくように、ちゃんと進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 最後の質問をいたします。私、小坂紀一郎さんの著書「自治体財政の本」のひとこまを紹介しておきます。小坂さんは東大卒業後自治省から徳島県副知事そして自治大学校長等を歴任され、中の一節に、歳出の9章、11ポイントの中、ポイント5は大物に注意として、250万円の職員駐車場の整備と250億円の下水道整備があるとします。駐車場は誰にでも分かりますから金額の大小から整備員のやり方に至るまで意見がいろいろ出るでしょう。職員のマイカー通勤の是非をめぐっても大議論になるかもしれません。ところが下水道に関しては、技術的なことを含めてさっぱりイメージが湧きません。ましてやその事業費が適切かどうかは行政側にお任せになりがちです。本当は下水道は地域の水環境や河川緑地に大きな影響を与

え、巨額な投資が将来まちの財政にどれだけ重荷になるかという問題も検討しておかなければなりません。ところが、そこまで問題意識も知識も持ち合わせていない場合には、長期計画に載っている基本の方針だ、くらいでほとんどの審議らしい審議もしないですと通ってしまいます。ポイント6には公共事業の無駄が問題になっています。港湾、地方空港、ダム等の巨大な公共事業が結局は何の役にも立っていないといった類の話は珍しくありません。そのつけはもちろん住民に回ってくるのです。何年もかかる大きな事業を始めるに先立って、経済効果はどうか、採算は成り立つのか等の費用対効果を検討し、十分見通しが得られて初めて着手しているはずですが、とにかく始める時は、その吟味は甘くなりがち、将来の見通しはばら色になりがちです。国庫補助金を受けて行なう事業が多いのですが、期待する額がもらえるという前提で計画を立てたけど、実際は「取らぬ狸の皮算用」だったということもしばしばです。地方自治への関心が高まっています。国から自治体へ、もっと権限を移そうという地方分権の動きが進んでいます。いろいろな形で自治体の行政にものを言い、参加する住民も増えてきました。自分たちの足元の政治、行政に目を向けようとする、このような流れは私たちの社会が成熟してきたひとつの表れだと考えてよいでしょうというように、実態と問題点について述べた著書です。私としては参考になりました。

最後に同僚議員と行政の皆さんに一言お礼を申し上げておきます。地方議員で、長期勤続する方は多いと思いますが、38年間に149回の一般質問をした方は少ないと思います。野球選手に例えれば、張本勲選手や鈴木一郎選手のヒット数に匹敵するものと自負しております。記録は破れるものです。ぜひ挑戦してください。ありがとうございました。答弁要りません。

○議長（井上洋一） 玉井啓補君の質問を終わります。平成20年第4回定例会を最後に勇退される議員数名、また38年間に及ぶ議員活動の玉井啓補君、両併せまして、議員各位と町執行部の方々の拍手によりまして労いたしたいと思います。お願いをいたします。

〔拍手あり〕

○議長（井上洋一） ありがとうございました。これで一般質問を終わります。ここで暫く休憩します。再開は午後2時10分の予定です。

午後 1時55分 休憩

午後 2時 8分 再開

~~~~~

日程第6 認定第 1号 平成19年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第 2号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 8 認定第 3 号 平成 19 年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第 9 認定第 4 号 平成 19 年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 平成 19 年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第 11 認定第 6 号 平成 19 年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第 12 認定第 7 号 平成 19 年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 13 認定第 8 号 平成 19 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第 14 認定第 9 号 平成 19 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第 15 認定第 10 号 平成 19 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 日程第 16 認定第 11 号 平成 19 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 17 認定第 12 号 平成 19 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第 18 認定第 13 号 平成 19 年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 14 号 平成 19 年度中予広域水道企業団水道用水供給事業会計  
決算認定について

(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第 6 認定第 1 号から日程第 19 認定第 14 号  
までの決算認定に関する 14 議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求め  
ます。中島決算特別委員長。

○決算特別委員長（中島博志） ご報告申し上げます。9 月の定例会におきまして、  
閉会中の継続審査として当委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 14 号まで  
の決算認定に関する 14 件について、去る 10 月 27 日・29 日・31 日の 3 日間、  
本委員会を開催し、19 年度の各会計の決算等について歳入歳出決算書及び主要施策  
成果説明書等の資料に基づき、担当課長より説明を求め、予算執行状況の適否並びに  
その行政効果等について審査した結果、平成 19 年度における各会計の決算は、予算  
の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められました。

よって、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件は、原案のとおり認定すること  
に決定しましたので、ここにご報告申し上げます。なお、総体的な意見として、一般  
会計、特別会計及び公営企業会計とも厳しい財政事情の中、経費の節減に努められ、



健全財政を維持した努力がうかがえます。国県の情勢を見ると、今以上に財政運営の厳しさが増すと思われます。引き続き、行財政集中改革プランに沿って、中長期的な視点に立った財政運営計画に努められ、町政運営の効率化、スリム化等を図りつつ、費用対効果を十分に認識した予算編成・執行に努められ、健全財政を維持していただきたいと思います。以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。認定第1号から認定第14号までの14件は一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの14件は一括して討論、採決を行うことに決定しました。討論を行います。討論はありませんか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。採決を行います。おはかりします。認定第1号から認定第14号までの14議案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの決算認定に関する14議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時13分 散会

平成20年第4回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                                                      | 平成20年12月5日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
| 開 会                                                        | 平成20年12月5日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 応招議員                                                       | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の17名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 欠席議員                                                       | 6 番 西村良彰                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 穂<br>収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明<br>総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      丸本 正和<br>企画課長                      上岡 洋一                      監理財政課長                      松下 行吉<br>税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      藤田 正純<br>民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤<br>健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二<br>生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二<br>商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟<br>建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹<br>水道課長                      辻 充則 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 傍聴者                                                        | 1名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |

平成20年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

- 日程第1 報告第 8号 平成19年度砥部町の教育に関する事務の点検評価について
- 日程第2 議案第64号 砥部町土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第3 議案第65号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 砥部町青少年育成センター条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の  
一部改正について
- 日程第6 議案第68号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第69号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計  
補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第70号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第9 議案第71号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

平成20年第4回砥部町議会定例会

平成20年12月5日（金）

午前9時30分開会

○議長（井上洋一） これから、本日の会議を開きます。なお、西村議員より欠席の届が出ております。

~~~~~

日程第1 報告第8号 平成19年度砥部町の教育に関する事務の点検評価について

（報告、質疑）

○議長（井上洋一） 日程第1報告第8号平成19年度砥部町の教育に関する事務の点検評価についてを議題とします。本件について報告を求めます。佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 報告第8号平成19年度砥部町の教育に関する事務の点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により平成19年度砥部町の教育に関する事務の点検評価報告書を別冊のように提出する。平成20年12月5日提出、砥部町教育委員会。

それではまず報告書の表紙を開けていただきまして、教育委員会の点検・評価についてご説明を申し上げます。今回の点検・評価につきましては、平成18年12月に教育基本法が改正されました。これを受けまして、翌平成19年度に教育改革関連三法案が改正されまして、本年20年4月1日からの施行となっております。この教育改革関連三法のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の責任体制の明確化が規定されました。教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表をしなければならないとされておりまして、今回の報告となったものでございます。また、この報告書は平成19年度の事務事業を自己評価したものでございまして、構成は決算認定の添付資料でもございます、主要施策の成果説明書の内容を、砥部町総合計画の基本構想における施策の大綱に分類して標記したものでございます。形式につきましては決められたものはございませんので、今回はご覧いただきましたような様式とさせていただきます。今後、なお、改善を加えながらより充実したものにしてまいりたいというふうに考えております。

それでは次のページの実施事業の概要についてご説明を申し上げます。ここでは、教育委員会の所管する事務につきまして、学校教育関係と社会教育関係の2つに大きく分類して、その概要を記載させていただきました。まず、学校教育関係では、人間性豊かな砥部の育成を基本目標といたしまして、子供たちの学力定着・向上や、感性・創造性を育むとともに、教職員の資質向上と教育環境の充実に努めてまいりました。また、社会教育関係では、社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目標といたしまして、学ぶことが、学ぶ人自身の生きがいとなるだけでなく、家庭や地域、

職場において、共に学び協力し合い、すべての町民がまちづくりに参加できることを目指して、生涯学習の推進に取り組んでまいりました。この報告書の事業別評価につきましては、ピンクの中表紙の次に、目次がございますが、全部で48項目について自己評価をさせていただきました。評価につきましては、4段階評価とさせていただきましたのでご覧いただきたいと思います。また、個々の事業別評価についての説明は省略させていただきますけれども、全体を総括いたしますと、概ね順調であったというふうに考えておるところでございます。これも議員の皆様をはじめ、理事者のご支援ご指導と、町民の皆様方のご理解、ご協力によるものでございまして、深く感謝とお礼を申し上げます。また、この評価等についてお気付き等の点がございましたら、教育委員会へご指摘、ご指導をいただけたらと思っております。

なお、この点検評価にあたりましては、学識経験者の知見を活用することも求められておるわけですが、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきますと思います。また、公表の方法につきましては、閲覧方式やホームページへの掲載といったことなども考えられえますが、他市町の動向も参考に考えていきたいと思っております。今年、初年度というふうなこともございまして、準備不足のため今12月議会の報告ということになりましたけれども、次年度以降につきましては決算認定の案件が提出されます9月の議会で前年度の点検・評価をさせていただきますというふうに考えております。

以上で報告第8号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと、お聞きしたいんですが。これ見てみますと、家庭・地域と連携し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めておると。そしてまた、20ページ目にはいじめ問題についてはスクールカウンセラーと連携をとり迅速に対応できる体制を充実するとともに、適切な教育指導によりいじめを許さない学校経営に努めましたと、非常にこの文面はいいことを書いております。しかし、今、教育長。各小学校、中学校には人権擁護委員さんが学校訪問しておるんですかね。やっておるんですかね。それで、そこで1点私は、これ委員会でもいいと思ったんですけども、これはちょっとこの件だけは、ここでちょっと質問させてもらおうと思ったんですが。小学校に学校訪問した時に、せっかく人権委員さんは子供ないし先生の状況を把握しようと思って行っておるんですよね、そのために。しかし、ある学校ではですね、校長先生が生徒指導か担任か知りませんけれども、校長先生もがちがちになって、そしてまた、他におる先生にもですね、言ったらいかんよと、何も言われんよというように縛ってしまってますね、何も聞けないということをおる人権擁護委員さんから私に相談がありました。最近です。ぜひ、これをそういうことで、学校のために、子供のために行きよるんだと、ぜひこれは校長先生にそれを改めてもらってくれんかということ、10日ほど前に言われました。これは私の総務文教で言おうかと思いました

けれども。そこではもう1点あるから、もう1点はそこで言って、これは今回、これが出ましたから言わせてもらって、これは絶対改善してもらいたいと、教育長にお願いしますが、教育長のお考えはどうでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） ただ今の栗林議員さんのご質問でございますけれども、確かに11月中旬以降だったかと思えますけれども、町内の人権擁護委員さんが年に1回ですけれども、町内の各小中学校を訪問し、いろんな学校と子供たちの状況というふうなことについて、訪問していろんな意見交換をさせていただきました。その時の学校の対応等の詳細については、詳しい報告は私の方にちょっといただいてないわけですが、せっかくそういった職にある方たちが学校を訪問し、いろんな面で子供たちの健全育成であるとか、あるいは、今いろんな問題になっておりますいじめとか、こういったことに対応しようというご努力をいただいておりますので、これにつきましては、近々校長と面接する機会もございますので、それぞれ今後十分子供が置かれておる立場というふうなものを認識して、ご協力いただける方たちに対する対応というものを、抜かりないように指導をしてまいりたいというふうに思っております。今後注意してまいりたいと思えます。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ありがとうございます。私も、言われました人権擁護委員さんにも、今教育長が言われましたことを申しておきますので、ぜひ忘れないように教育長、次からは良い相談ができるように校長会でお願いしておきます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 立派な点検・評価ができております。さっき教育長、外部の評価も検討するように言われましたが、やっぱり適任な方は町内にいくらもいらっしゃるんで、その方に、まあ自己評価も必要ですけれども、やっぱり外部の評価もいただくように、特にちょっと目を通したところを見ると、3という評価がやっぱり何箇所かでてまいりました。せっかく予算をいただいておりますながら、7万円の中1万しか使っていないところもございまして、そこらあたりは3の評価でございましたけれど、やっぱり目的達成のためにはですね、英知を出していただく、そして改善すべきところは改善できるような教育体制をとっていただくように、これは要望でございますので答弁要りませんので、ぜひ外部からも評価をとっていただくよう、重ねてお願いをしておきます。以上。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第64号 砥部町土地開発公社定款の一部変更について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第2議案第64号砥部町土地開発公社定款の一部変更につ

いてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 議案第64号砥部町土地開発公社定款の一部変更について説明申し上げます。砥部町土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求める。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。砥部町土地開発公社定款の一部を変更する定款。砥部町土地開発公社定款の一部を次のように変更する。第7条第3項中「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改める。提案理由でございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第38条において民法第59条が削除され、同法第216条において公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、砥部町土地開発公社定款において所要の改正が必要なため、その一部変更について提案するものでございます。附則でございますが、この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行するとしております。別紙に、定款の変更の詳細の資料を載せておりますのでご参照をいただきたいと思います。以上、簡単でございますが議案第64号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第64号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第64号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第3 議案第65号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する 条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第3議案第65号砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第65号砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について。砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。始めに提案理由ですが、防災行政無線施設を機動的に運用するため改正するものでございます。改正内容のご説明を申し上げます。第2条では条文の整理を行うとともに、

現在、条例で定めている施設の名称や設置場所につきましては、管理運用規則に移し変えて規定する改正を行ないました。次に、第4条では、業務をうける公的団体につきまして、今回具体的に国、県その他行政機関という標記に改め、第6条の改正では他に文言の整理を行っております。この条例の、改正条例ですが、公布の日から施行することにしております。以上、簡単でございますが説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 今日は集中してやります。今、総務課長の方から説明がございました。その中に、1番から6番、第2条の第1項のところで、いわゆる固定親局から始まって陸上移動局までありますが、これは1基ずつ置くということでしょうか。あるいは個別に、新規なら何基くらい置きますかというのがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の三谷議員さんのご質問ですが、まず（1）（2）（3）（4）につきましては種類が固定系の防災行政無線です。それと（5）（6）につきましては移動系、まあ持って動いて通信ができるという施設になっております。当然、既にこれらは配備されております。固定局につきましては、本庁にございます。支所にも1台。そして中継局が広田に1局、総津と長曾池の間をつないでおります。そして固定局、これは砥部に52局、鉄塔が建って毎日放送が流れている分ですが、これが52局、広田で25局あります。それと個別受信機につきましては、砥部地区で聞こえにくい所に205基、そして広田地区で563基入っております。次に、移動系の基地局ですが、これは本庁に1局、支所に1局ございます。そして陸上の移動局と申しますのは、消防団または消防署等で活動の時に持って、身に付けて動くという、それと一部消防自動車にも付けております。この関係がトータルでですね、砥部局で計43台あります。それと広田地区におきまして17台配備しております。以上です。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） じゃあ、総務課長さん何ですかね、広田の個別受信機が563基であれば完全にエリアは確保できる、大体町内のはこれで確保できるもんなんではないでしょうかね。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の三谷議員さんのご質問ですが、563局につきましては当然、各家庭それと公共施設にはついては全部付けております。ですから、家の中に居ても、外に居ても当然外からの放送で聞こえるんですが、家の中に居ても聞こえるようにしております。以上です。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志。

○13番（中島博志） 1点だけお聞かせ願ひたいと思ひます。第4条の第3公共団体等の公示事項及び広報事項の伝達、また改正案では国、県となっておりますが、そ

のへんの内容をちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の中島議員さんの質問ですが、改正前につきましては公共的団体等と、まあ公共的団体が何かという漠然とした標記しかしてなかったんですが、今回それを分かりやすく、国、県それとその他行政機関と言いますのは、想定しておりますのは、その他の自治体、例えば久万高原とか松前町から依頼があった場合のというような捉え方をさせていただいたと思います。それで、「(4) その他町長が必要と認めた場合及び連絡の業務」というので、ある部分は広く解釈できるようにしておりますが、原則といたしまして、この防災行政無線は公の電波でございますので、各地域が限られたような放送につきましては当然有線放送施設を使っていただくというのが建前でございます。ですので、今回こういうふうにはっきりと「国、県その他行政機関」というふうな改正をしたものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第4 議案第66号 砥部町青少年育成センター条例の一部改正について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第4議案第66号砥部町青少年育成センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 議案第66号砥部町青少年育成センター条例の一部改正についてご説明をいたします。砥部町青少年育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。改正の内容でございますが、第2条第2号中「砥部町宮内1392番地」を「砥部町宮内1369番地」に改める。附則、この条例は平成21年1月1日から施行する。提案の理由でございますけれども、今回の行政組織機構改革に伴いまして、センターの所管が教育委員会事務局に変わることによりまして、センターの位置を変更する必要が生じたため提案するものでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第66号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思

ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第67号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する

条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第5議案第67号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） それでは議案第67号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、一般廃棄物収集運搬の適正な運用と町指定ごみ袋の種類追加による利便性向上を図るため提案するものでございます。改正点は2つございます。1つ目は資源ごみの抜き取りを禁止するもので、集積場所に置かれた廃棄物のうち規則で指定する資源物については、町及び町から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者はこれらを収集し、又は運搬してはならないと禁止規定を設け、違反した場合はこれらの行為を行なわないよう禁止命令が出せ、命令に違反した者には20万円以下の罰金に処すると罰則規定を設けるため、第8条の2、第24条及び第25条を新設するものでございます。

2つ目は、ごみ有料化後1年が経過したわけでございますが、住民の皆様より要望の多い雑ごみ用指定袋の中サイズを作成するために別表1を改めるものでございます。また、附則で資源ごみの抜き取り禁止関係は半年間の周知期間をおき平成21年7月1日から施行し、指定ごみ袋の種類追加は入札、作成、販売店への配布期間を見込みまして平成21年8月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 1点だけ課長にお伺いしたいんですが、これは私が9月に一般質問した問題であって、これ半年間の猶予が要するというので7月1日から施行するという説明がありました。砥部町にも、その各いろいろな区でですね、集積場所を特定して決めてると思うんですよね。個人では出さずにほとんどが集積場所を決めておると思うんですが。そういう所にこの今言いよった持ち去りの禁止条例が出来たと、罰金はこうなりますよというような啓蒙するステッカーですよね、松山市が各集積場

所に貼っておるんをご存知だと思うんですけど、砥部町もそういうことを徹底してやるのか、それともただ、この条例を作っただけで終わるのか、そこらへんちょっと説明をお願いします。

○議長（井上洋一） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） ただ今の栗林議員さんのご質問にお答えいたします。これから一応今回条例を通していただけましたら、21年の当初予算でそういう必要な看板、砥部町に412箇所あるんですが、その看板の設置費用でありますとか、パトロールの費用でありますとか、禁止命令を出す場合の禁止命令書の印刷費用でありますとか、そういうことを今、精査していますので、それを3月の当初予算にあげさせていただきまして、準備を進めまして7月1日から施行すると、そういう手順で進めていきたいと思っております。以上でご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ありがとうございます。今400何箇所か砥部町にあるということですが、今松山市がステッカーを貼っとるんも、課長もご存知だと思うんですがね、できるだけ金をかけずに看板も必要な所もあると思うんですが、出来れば国交省のいわゆるガードレールなんかは怒られますけどですね、町のガードレールがあるところなんかやったら、松山市なんかでもそのガードレールに貼っとるということも私も見とるんですけど、出来るだけ金もかけずに、そしてそのステッカーがですね色の褪せるんと褪せないステッカーがあるんですよ。松山市は黄ないステッカーを貼っておりますが、黄ないステッカーでも4、5年したら色が褪せるんと褪せないんがあるんですよ。そういうやっぱり褪せずに目に付くようなやつを最小のお金でですね、出来るようにひとつご検討をお願いしといたらと思います。以上です。答弁要りません。

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。

ここで暫く休憩します。再開は10時20分の予定です。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時31分



日程第6 議案第68号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第69号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第70号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第71号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 再開します。日程第6議案第68号から日程第9議案第71号までの平成20年度補正予算に関する4件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第68号から議案第71号までの補正予算について、私の方からご説明申し上げます。なお、各会計の補正内容については来週からの常任委員会で詳細をご審議いただくこととしますので、ここでは概要に留めさせていただきます。

それでは一般会計補正予算書1ページをお開きください。議案第68号平成20年度砥部町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,558万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,621万8千円とするものでございます。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。今回の補正では議案概要でも記載しておりますけれども、1月からの機構改革に合わせ、人件費の組替えを行っております。それから、国の一時補正に伴う地域活性化緊急安心実現総合対策事業交付金、これを2,262万円を組み込んでおります。3ページをお開きください。歳出補正でございますが、1款議会費を8万7千円。2款総務費を1,177万3千円。3款民生費を1,547万9千円。4款衛生費は減額の768万2千円。6款農林水産業費679万6千円。7款商工費減額の326万9千円。8款土木費794万6千円。9款消防費540万6千円。10款教育費904万7千円の補正をするものでございまして、総額4,558万3千円の増額補正でございます。この財源でございますが、2ページの方をご覧ください。9款地方公税を3,526万8千円。13款国庫支出金を1,570万5千円。なお、この1,500万のうちには1,136万5千円の先ほど申しました、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金が含まれてございます。14款の県支出金133万9千円。15款財産収入が27万1千円。17款繰入金は減額の700万円。計4,558万3千円の歳入でございます。一般会計については以上のおりでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の方に移らせていただきます。国民健康保険事業特別会計補正予算の1ページをお願いいたします。議案第69号平成20年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1

条事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3, 257万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2, 588万9千円とする。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開きください。まず歳出補正でございますが、1款総務費に臨時の賃金等を事務費として150万7千円を増額いたします。2款保険給付費は国県支払基金の負担金、交付金の変更により財源組替えを行なうもので、増減はありません。3款以降は支払基金からの納付金等の決定通知に基づきまして、減額補正を行なっております。ここでは6款の介護納付金の3, 294万1千円の減額が大きなものとなっております。計、減の3, 257万1千円でございます。この財源については2ページをご覧ください。特定財源であります3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金、6款県支出金が減額となりました。その分、国保の一般財源であります繰越金で補うような形となっております。このような結果、歳出が減額となる中で一般財源である繰越金が大幅な増額となるという結果となっております。国保特別会計については以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計の方をお願いいたします。介護保険事業特別会計補正予算の1ページをお開きください。議案第70号平成20年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3, 107万7千円とするものでございます。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開きください。歳出補正でございますが、1款総務費に臨時雇い賃金の増額分として50万円を追加します。2款保険給付費は1項介護サービス等諸費と2項介護予防サービス等諸費間の事業費の組替えでございますが、ご覧のとおり款における増減はございません。それから7款の諸支出金でございますが10万円の増は第1号被保険者過年度保険料還付金の増額でございます。この10万円の増額分は5款の基金積立金を10万円減額し、歳出のトータルは50万円の増額補正となっております。この財源については2ページにございますように一般会計からの繰入金でございます。介護保険特別会計については以上でございます。

最後になりますが、水道事業会計の補正予算でございますが、1ページをお開きください。今回の水道事業会計の補正につきましては、先程一般会計の方で申しました、地域活性化緊急安心実現総合対策事業として、五本松の鳥越橋付近に消火栓を設置するものでございまして、一般会計の方からの負担金で実施することとなります。また債務負担行為補正を行なっております。議案第71号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算(第2号)。第1条平成20年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条平成20年度砥部町水道事業会計補正予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというもので、294万円をそれぞれ資本的収入、それから支出の方は上水道資本的支出の方に追加するものでございます。それから第3条として債務負担行為補正でございますが、公営企業会計システム

借上料及び保守管理料として、平成21年度から25年度までの費用、限度額として366万5千円を追加設定するものでございます。平成20年12月5日提出、砥部町長中村剛志。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） これ、予算案をいつ作られたんか存じませんし、締め切ったんか知りませんが、補正の中で、原油高騰による追加、燃料代の追加というのが、いわゆる総務で76万6千円。商工で44万、民生で143万。合わせて261万計上されておりますが、ご案内のようにこういうふうに予算を計上する前はこの価格かもしれないけれど、現状においてはかなり下がっておりまして、そういう差額が生じてくるところをそのまま載せて、載せておけば後は残で置くんだよというのもひとつのテクニックかもしれないけれど、やっぱり何かの説明の中に現況はこういう文書でしておりますけれど、現状はどのくらいの価格でいっておりますという細かい説明というものは、日々これ家庭やったら当然検討されるものですから、お願いをしておきたいのと、現在、いわゆる灯油価格はどれくらいで査定されて、これ査定されるのがいくらで、現状はいくら位か把握されておりますか。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。この予算案編成時点での燃料価格でございますが、主にガソリンはこの時点で151円で、灯油については95円50銭、リッター当たりでございます。見ておりましたが、予算編成時点ではこれに対して約1割の減少と言いますか、1割まではカットするという事で、この価格での要求に対して1割カットをいたしております。今現在、12月に入ってから更に原油は下がっておる訳なんですけれども、11月1日の時点ではガソリンについては141円、これ砥部地区の方でございますけれども、灯油についてはリッター当たり90円、更に下がっておりますけれども、これにつきましては毎月見直しを行いまして、現に下げしております。ただ、上がっていく場合にはですね、その月始めの単価で行ないますと納入業者さんは、その上がり分は自分とこの負担分として見て頂けるんですけれども、逆にこの下がっていく場合につきましては、町負担の方が市場価格よりもですね、時間が経つにつれて高くなるという現状がございますけれども、逆に高く上がっておる時につきましては、その分業者さん方が、自分とこの負担として入れていただいております。原則は月単位で見直しを必ずかけて行なっておりますのでご了承いただいたらと思います。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 私も長い間議員やったんやけど、もう辞める頃になって同じ、こんな幼稚な話を質問するのも、まあ旅の恥やないけれども、議会の恥はかき捨てというふうになるかもしれないのですが、ちょっと教えて欲しいんですが。一般会計の中でですね、10ページですかね、とべの館運営基金繰入金に補正の前は700万円で、

補正後は700万円引くというふうになっただけですが、今のいわゆるとべの館運営基金の財政状況がどういうふうになっただけなのか、ちょっと教えて欲しいんですが。また15ページですね、障害者福祉費の障害基本計画策定業務委託料、これがマイナスになっただけですが、全部やったのかあるいは入札の結果減になった分の金額を足したのかちょっと私も分からないので教えて欲しいというふうに思います。それとですね、18ページですね、保育所料のこの委託料で砥部及び宮内保育所の耐震診断委託料これが出ておるんですが、また幼稚園も出ると思うんですが。私がしょっちゅう言いよる幼保の関連の中で、どういうふうになっただけなのか、あるいはそういう方向でやるのであれば、また違うような方向もあるんで、そこらへんのところちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っております。22ページですね、伝産会館の費用のマイナスで請負費の中で、窯元紹介コーナー陳列棚製作の401万4千円ですか、これが減額になっただけですが、これが工事で余ったのかあるいはもう止めたのか、そこらのことも含めてですね、教えていただきたいなというふうに思います。先程の幼稚園の方については、同じようなことを言いましたので、またお願いします。よく知らないんで、未だに辞める頃になってよく知らないんで困るんですが教えていただきたいと思います。

○議長（井上洋一） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 山本議員さんのご質問にお答えさせていただいたと思います。まず10ページの減額でございますが、22ページと関連いたしますので22、23ページをお開きいただけたらと思います。7款の6目砥部焼伝統産業会館費でございますが、財源内訳といたしまして700万の減額でございますが、とべの館の運営基金の繰入金を予定しておりましたが、一般財源で賄うということでございまして、減額するものでございます。また、工事請負費につきましては建設工事費の窯元紹介コーナーの陳列棚作成費用につきましては、入札により減額させていただきます。当初予算の金額が726万9千円、落札金額が325万5千円、マイナスの401万4千円の減額でございます。なお、半額以下ということでございまして、真意を聞いてみますと、やはり企業の広告も兼ねさせていただいておるというようなことを聞いておまして、まず1台作ってくれということで、陳列台を1台作っていただきまして、確認した後に契約したものでございます。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。14ページをお開きください。民生費の障害者福祉費の13節の委託料、13万1千円の減額でございますが、これにつきましては障害者基本計画等策定業務委託料でございまして、当初予算が95万円計上しておりました。そして入札の結果、落札額が81万9千円。13万1千円の入札減少金が生じたため減額するものであります。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 19ページの保育所費のところの13節委託料、砥

部宮内保育所の耐震診断の件でございますけれども、砥部保育所それと宮内保育所については、教室部分については昭和58年築ということなんですけれども、ホール部分が一部それ以前の建物ということで、昭和56年1月1日以前の建物については耐震の診断が必要ということになっておりますので、この部分について今回これの診断をいたしまして、その結果によりまして、今後改修を行なうか、改築をするかというようなことを検討していきたいと思っております。幼保一元化につきましては、いろいろ検討中でございますけれども、現在の施設のままですね、例えば砥部保育所と砥部幼稚園の施設のままでこれに移行するのはいろいろ安全上で問題があるのではないかなというようなことでございます。これら、今後、耐震診断等も行ないまして、どうするかというのを決定しまして、一元化の移行につきましては将来、幼稚園と保育所の一体的な施設に改築するというようなこと、それに合わせて一元化できるかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 幼稚園の耐震診断の件でございますが、文部科学省から現状の耐震診断を行い、早急に公表するようという通知がまいっておりますので、今回診断をするものでございます。なお、幼保の関連につきましては先程、民生こども課長が申し上げたとおりでございます。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 相田課長さんがおっしゃったのは、400万くらいの減額がとるのは入札の結果だということだったんですが、相対的な金額は50%くらいになるというのは喜ばしいことではあるんだけど、最初の見積もりがちょっと過大な、見当が違うんじゃないかと思うんですね、そういう点についてはことをする時には、やはりそれに近いような見積もりというか予算を計上して欲しいなというのがひとつあります。もうひとつはですね、いわゆる幼保の話で、一応これは耐震診断ですから設計見積もりとはまた違う訳ですからそれはいいんですけど、ぜひですね、その方向で、今までの私らがお願いしとるような話しの中で、また検討していただいておりますけれども、いろいろ検討措置に近づけるような方向でお願いしたいというふうに思っております。障害者の方については分かりました。これからもいろいろ最小の経費で最大の効果になるようにというのが町長の原点だというふうなことでございますので、そういう方向で職員一同ですすね、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（井上洋一） ただ今の山本議員のご発言は、窯元の関係の要望だと受け止めます。もう1点の幼保一元化のお話しもこれに向けてということで、また理事者側のさらなるご検討をお願いしておきたいと思っております。他にございませんか。

質疑を終わります。

おはかりします。議案第68号から議案第71号までの平成20年度補正予算に関する4件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第68号から議案第71号までの平成20年度補正予算に関する4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時00分 散会

平成20年第4回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成20年12月12日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成20年12月12日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之	2 番 政岡洋三郎	3 番 西岡章一
	4 番 土居美智子	5 番 中村 茂	6 番 西村良彰
	7 番 井上洋一	8 番 樋口泰幸	9 番 栗林政伸
	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 大野和博
	13 番 中島博志	14 番 田室博志	15 番 平岡文男
	16 番 山本典男	17 番 玉井啓補	18 番 三谷喜好
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の17名		
欠席議員	6 番 西村良彰		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 上岡 洋一 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	副町長 教育長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 稷 佐野 弘明 丸本 正和 松下 行吉 藤田 正純 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
傍聴者	1名		

平成19年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

- 日程第1 議案第64号 砥部町土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第2 議案第65号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第3 議案第66号 砥部町青少年育成センター条例の一部改正について
- 日程第4 議案第67号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する
条例の一部改正について
- 日程第5 議案第68号 平成20年度砥部町一般会計補正予算
(第3号)
- 日程第6 議案第69号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第70号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正
予算(第2号)
- 日程第8 議案第71号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算
(第2号)
- 日程第9 請願第3号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を
求める請願について
- 日程第10 請願第5号 最低保障年金制度の創設を政府に求める意見書
採択の請願について
- 日程第11 陳情第3号 重油等の農業用燃料・堆肥肥料等に対しての助成に関す
る陳情について
- 日程第12 陳情第4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について
- 日程第13 陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について

- 追加日程第1 議案第72号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 追加日程第2 発議第6号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について
- 追加日程第3 発議第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出について

平成20年第4回砥部町議会定例会
平成20年12月12日（金）
午前9時30分開会

○議長（井上洋一） これから、本日の会議を開きます。6番西村良彰君より欠席届がでております。

~~~~~

日程第1 議案第64号 砥部町土地開発公社定款の一部変更について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第1議案第64号砥部町土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第64号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第64号は、土地開発公社監事の職務について、民法の規定より公有地の拡大の推進に関する法律の規定に変更となったため、定款の一部を変更するもので、適切な措置がなされていると認められ、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第64号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号砥部町土地開発公社定款の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第65号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第2議案第65号砥部町防災行政無線の設置及び管理に関

する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第65号砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正については、設置場所等を規則に移し、関係する条文の整理をするもので、適切な措置がなされていると認められ、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第65号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第65号砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第66号 砥部町青少年育成センター条例の一部改正について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第3議案第66号砥部町青少年育成センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。12月5日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第66号砥部町青少年育成センター条例の一部改正については、行政組織機構改革に伴い、所管が民生こども課から教育委員会事務局に変更となるため条例第2条中の位置を変更するもので、適切な措置がなされていると認められ、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第66号砥部町青少年育成センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第67号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する

条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第4議案第67号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。12月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の結果をご報告申し上げます。

廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正することについて、資源ゴミの抜き取りを禁止する条項及び罰則を新たに加え、平成21年7月1日を施行日とするものと別表第1中、雑ごみ用指定ごみ袋「中（1枚90円）」を追加し、平成21年8月1日を施行日とするもので必要な改正内容となっております。議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第67号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第68号 平成20年度砥部町一般会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第69号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第70号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第71号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算(第2号)
(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第5議案第68号から日程第8議案第71号までの平成20年度補正予算に関する4件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(西岡章一) ご報告申し上げます。12月5日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました、補正予算3件について審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第68号平成20年度砥部町一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会に所管する項目の主なものは、民生費では、過年度国庫負担金返還金187万4千円、原油高騰に伴い高齢者生活福祉センターの燃料費140万3千円、国民健康保険特別会計への繰出金85万6千円、介護保険特別会計への繰出金50万円、砥部・麻生小学校放課後児童クラブ空調機設置工事費232万4千円、砥部・宮内保育所耐震1次診断委託料95万8千円、児童手当703万円の増額を、その他、人件費補正をしております。

次に、議案第69号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の事業勘定で総務管理費では臨時雇賃金53万4千円、通信運搬費32万2千円、国保システム改造委託料65万1千円の増額を、保険給付費では財源の組み替えを、後期高齢者支援金等では60万1千円の減額を、前期高齢者納付金等では4万6千円の減額を、老人保健医療費拠出金では49万円の減額を、介護納付金では3,294万1千円の減額をし、財源は国県支出金2,907万1千円の減額、療養給付費等交付金3,191万1千円の減額、前期高齢者交付金2,579万1千円の減額をし、一般会計からの繰入金85万6千円、繰越金5,334万6千円の増額で調整しています。

次に、議案第70号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)では、総務費で介護認定調査員臨時雇賃金50万円増額を、基金積立金で10万円の減額を、諸支出金で過年度保険料還付金10万円増額を、その他の科目では予算組み替えを行っています。財源は一般会計繰入金50万円を充当しています。

いずれも、必要経費の補正をするもので、補正予算3件については原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。12月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第68号一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、農林水産業費で県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成490万円、原油等高騰対策事業費補助金61万7千円、商工費で伝産会館陳列棚製作費401万4千円の減額、土木費で舗装新設工事費720万円の増額を、その他人件費補正を行っています。

次に、議案第71号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）については、五本松区鳥越橋付近に設置する消火栓設置工事費294万円を増額し、財源は一般会計からの負担金を充当しています。その他、公営企業会計システムについて債務負担行為の設定を行っています。いずれも適切な補正がなされており、議案第68号、71号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。12月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第68号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で砥部地区防災行政無線固定支局のバッテリー交換費用271万8千円、公共施設16カ所にAEDを設置する費用561万5千円、町内6区の自主防災組織育成交付金170万円を。消防費で、12・14分団消防用ホース乾燥柱設置工事費246万6千円、消火栓設置工事費負担金294万円を。教育費で、宮内小学校滑り台修繕費31万4千円、中学校選手派遣補助金36万7千円、3幼稚園の耐震1次診断業務委託料216万5千円、砥部幼稚園臨時雇賃金226万3千円を増額する補正となっております。その他人件費補正を行っています。歳入については、地方交付税3,526万8千円、国庫支出金1,570万5千円、県支出金133万9千円、財産収入27万1千円を増額し、基金繰入金700万円の減額で調整しています。

以上、議案第68号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第68号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第68号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第69号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第69号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第70号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第70号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第71号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第71号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 請願第3号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を
求める請願について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第9請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(西岡章一) ご報告申し上げます。厚生常任委員会に付託され継続審査となっておりました請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。

請願事項については、先の通常国会では参議院で賛成多数で廃止法案が可決し、その後、舛添厚生労働大臣が見直しを表明し、先月の19日より衆議院の厚生労働委員会で審議入りをしているところであります。いずれにいたしましても、高齢者がいつでもどこでも安心して医療が受けられる、思いやりのある制度が必要であります。

よって、請願第3号は採決の結果、採択とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって、請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願については、採択とすることに決定をしました。



日程第10 請願第5号 最低保障年金制度の創設を政府に求める意見書
採択の請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第10請願第5号最低保障年金制度の創設を政府に求める意見書採択の請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(樋口泰幸) ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました、請願第5号について審査の結果をご報告申し上げます。

平成16年に改正された年金制度は、基礎年金に対する国庫負担割合を21年度ま

でに3分の1から2分の1に引き上げることとされています。また、現在、社会保障審議会において年金制度改革について議論され、低年金や低所得者対策について中間報告が出されたところでもあります。請願事項の、全額国庫負担の最低保証年金制度は、新たな巨額の税財源の確保も必要で、国民の合意が得られるかどうか重要な課題があり、引き続き調査検討の必要があります。

よって、請願第5号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第5号最低保障年金制度の創設を政府に求める意見書採択の請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第11 陳情第3号 重油等の農業用燃料・堆肥肥料等に対する助成に関する陳情について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第11 陳情第3号重油等の農業用燃料・堆肥肥料等に対する助成に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました陳情第3号重油等の農業用燃料・堆肥肥料等に対する助成に関する陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。

陳情の趣旨については現在の農業を取り巻く状況が述べられており、町としても必要な対策を講じるため補正予算を計上しております。しかし、現在は高騰していた原油価格も下がっている状況にあり、長期的な視点に立って状況を見守り検討する必要があります。

よって、陳情第3号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上で委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

陳情第3号の採決を行います。陳情第3号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって陳情第3号重油等の農業用燃料・堆肥肥料等に対する助成に関する陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第12 陳情第4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第12陳情第4号じん肺とアスベスト根絶を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました陳情第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。

じん肺とアスベスト根絶を求める陳情については、11月27日、ゼネコンへの損害賠償とトンネルじん肺補償基金制度の確立を求める第3陣訴訟が全国一斉に提訴されている状況にあり、なお、調査検討の必要があります。

よって、陳情第4号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

陳情第4号の採決を行います。陳情第4号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって陳情第4号じん肺とアスベスト根絶を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。

ここで暫く休憩します。休憩時間を利用して議会運営委員会を開催したいと思います。

午前10時 3分 休憩

午前10時48分 再開



日程第13 陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 再開します。日程第13陳情第5号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(平岡文男) ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました陳情第5号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。

ミニマムアクセス米はウルグアイ・ラウンド農業合意によって最低限の輸入機会を提供するもので、国際社会の一員としてルールを守らなければならないことは理解ができます。しかし、このミニマムアクセス米については、報道等で指摘されるようにいろいろな問題を含んでおります。食の安全・安心の確保と世界の食糧危機解決、国内農業を守るため考えなければならないと思います。

よって、陳情第5号は採決の結果、採択とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

陳情第5号の採決を行います。陳情第5号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって陳情第5号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情については、採択とすることに決定しました。

○4番(土居美智子) 議長、すみません。咳のため退席します。

○議長(井上洋一) はい、許可します。

[土居美智子議員退席]

○議長(井上洋一) おはかりします。

ただ今、中村町長から議案第72号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてが、厚生常任委員会から発議第6号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についてが、産業建設委員会から発議第7号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって議案第72号、発議第6号及び発議第7号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、議題とすることに

決定しました。

[土居美智子議員着席]

~~~~~

追加日程第1 議案第72号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 追加日程第1議案第72号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長(藤田正純) 議案第72号砥部町国民健康保険条例の一部改正について。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年12月12日提出、砥部町長中村剛志。

砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例。砥部町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第6条の2第1項に次のただし書きを加える。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。第6条の2第2項中「第7条」を「次条」に改める。附則、施行期日でございますが、この条例は平成21年1月1日から施行する。経過措置としまして、施行日前に出産した被保険者に係る砥部町国民健康保険条例第6条の2の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。提案理由でございますが、平成21年1月1日の産科医療補償制度の創設による健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額を見直すため、提案するものでございます。

この産科医療補償制度の概要について申し上げますと、通常の出産をするに際しまして、出生した子供が脳性まひにかかり、これによりまして、重度の身体障害者となる場合がございます。この場合に、総額3千万円の補償金を支払うものでございます。この制度に加入する医療機関等において出産した場合は、この35万円に3万円を加算して38万円、加入していない場合は今までどおり35万円の出産育児一時金を支給するものでございます。加算する3万円は、この保険の掛け金に相当する額となっております。なお、愛媛県内の医療機関等においてはこの制度にすべて加入をしている状況でございます。以上で、議案第72号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。議案第72号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって、議案第72号砥部町国民健康保

険条例の一部改正については可決されました。

~~~~~

**追加日程第2 発議第6号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について
(説明、質疑、討論、採決)**

○議長（井上洋一） 追加日程第2発議第6号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） 発議第6号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成20年12月12日提出。砥部町議会議長、井上洋一様。提出者、砥部町厚生常任委員長、西岡章一。

提案理由、本年4月から実施されている後期高齢者医療制度については、実施当初から高齢者からの批判や制度の問題点が指摘されているため、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出する。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書。本年4月から実施されている後期高齢者医療制度について、全国からの反対の声や現場においては混乱を招いたことが、マスコミで報道されています。このことから、この内容が国民に十分周知、浸透していたとは言いがたいものであります。また、この制度は、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じ、低所得者への配慮に欠けること、さらには、他の世代とは異なる診療報酬が導入されるため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねないなどといった問題点が指摘されているところでもあります。

先の通常国会では、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決され、衆議院で継続審議となりましたが、この背景には、多くの高齢者をはじめ国民の怒りの声があることを、政府は真摯に認識すべきではないでしょうか。

国ならびに政府関係機関におかれましては、命を年齢で差別をする後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者がいつでもどこでも、安心して医療が受けられる思いやりのある制度になるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月12日。愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働省。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。発議第6号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、発議第6号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出については可決されました。

~~~~~

追加日程第3 発議第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める  
意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第3発議第7号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 発議第7号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成20年12月12日提出。砥部町議会議長、井上洋一様。提出者、砥部町産業建設常任委員長、平岡文男。

提案の理由でございますが、食の安全・安心の確保と世界の食料危機解決、国内農業を守るため、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書を提出いたします。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書でございます。これから朗読させていただきます。世界的な食糧不足にもかかわらず外米を輸入し、その結果としていわゆる「汚染米」など国民の健康と生命を脅かされていることに、大きな怒りが広がっています。この間、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物の高騰・不足による酪農の経営危機など深刻な事態が生まれています。食料自給率がカロリーで39%、穀物で27%というもとの、国民のなかに大きな不安が広がっています。米や穀物の価格高騰は全世界に深刻な影響を及ぼしています。国連のパン・ギムン事務総長は「1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるをえなくなった」と、新たな飢餓の広がりにより重大な懸念を示し、解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道・洞爺湖で開催された主要国首脳会議でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。食糧価格の高騰の原因は、気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増にともなう需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、投機による異常な高騰などにあります。このように原因が複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、影響はさらに深まる懸念されています。

ところが現在、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入されています。政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画と言いますが、米不足に苦しむフィリピンが緊急に必要な米の量に匹敵するもので、人道上也許されるものではありません。また、日本が不必要な米の輸入を継続することは、国際的な米不足をさらに進めることにならざるをえません。しかもその中身は、安全性に極めて問題のあるものであることが、この間の「汚染米」事件で明らかになりました。ミニマムアクセス米に汚染米があり、加工品や給食など幅広く食用に流通して

いたという事実は、一部の企業の問題だけにとどまらず、不要な外米をおしつけられている制度そのものの矛盾を浮き彫りにしています。国民の健康と生命を脅かし、しかも保管に1トンあたり年間1万円もかけているこのようなミニマムアクセス米制度は、即刻中止すべきです。政府は、ミニマムアクセス米の輸入がWTO農業協定上の「義務」であるかのようにいいますが、本来、義務ではなく「輸入の機会を提供する」というものにすぎません。99年11月の政府答弁であります。

よって、食の安全・安心の確保と世界の食料危機解決、国内農業を守るため、ミニマムアクセス米の輸入停止について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成20年12月12日、愛媛県砥部町議会。提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産省、外務省。以上でございます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。発議第7号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、発議第7号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には終始熱心にご審議を賜り、全議案ご議決ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。会期中に賜りました様々なご提言、あるいはご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営、行政事務遂行に生かしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、会期中、身に余る温かいご支援の言葉もいただきました。ありがたい感謝の気持ちと同時に、身の引き締まる思いであります。また、本議会をもって勇退される議員の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

10期38年務められました玉井議員さん。149回の一般質問はこの議会の中で

輝き続けるものというふうに思っております。今後ともご指導をいただきたいというふうに思います。

また、山本議員さん。5期お世話になりました。子供の頃から私の弟と同級生で、典ちゃん、剛志さんということで、兄弟のように育ってまいりました。議会にはいりましても、表から裏からサポートをしていただきまして、本当にありがとうございました。これからもまた、ご活躍をいただきたいというふうに思います。

また、田室議員さん。5期大変お疲れ様でした。私と一緒に初代の議長として、いろいろな会合に出席をさせていただきました。行政経験の浅い私にとっては一番頼りになる人でした。本当にいろんなところで毅然とした意見と、そして思いやりの心、これを学ばせていただきました。本当にありがとうございました。

そして、樋口議員さん。3期お世話になりました。何と言っても樋口議員さんとの思い出は、下水道を外して語ることはできません。本当に難しい交渉の中で、樋口議員さんが果たされた役。今、下水道がここにできたのも樋口議員さんのおかげだというふうに思います。このことは一生私も忘れません。樋口議員さんも、これからもお元気で、そしてまた下水道の行方を見守っていただきたいというふうに思います。

そして、西岡議員さん。メタボ協会のお互いの会員でありますし、そしてまた酒愛好会の仲間でした。いつも本音で政治を語ってくれた人だというふうに思っております。また、私が落ち込んでおる時も、ホロホロ鳥の鍋を食べさせていただいたり、本当に優しい議員さんでした。皆さんのことを思うと、涙が出てまいります。また、これからもよろしく願いいたします。

そして、再度ご出馬される皆さん、ぜひまたこの議場でお会いしたいと思います。13名の皆様は、ここでまたお会いして、そして、私も、一生懸命頑張って、再度ここへ立てるように頑張りたいと思います。これからもご厚誼をお願いしたいと思います。

いよいよ今年も残すところ20日足らずとなりました。議員の皆様におかれましては公私共、まだまだお忙しいと存じますが、お体ご自愛の上、お元気で越年されますようお祈り申し上げまして、私のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもって、平成20年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員